

日本学術振興会科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）

「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる

学際的比較史研究

（比較教育社会史研究会）

ディスカッション・ペーパー

WEB版・第2号

2011年5月31日

研究代表者・橋本伸也（関西学院大学）

【許諾なき引用・転載不可】

目 次

はしがき……2

第1部 セッション「保護と遺棄の子ども史」（2010年3月28日）のまとめ

ドイツにおける生殖法制の展開—嬰兒殺・断種・中絶にみる〈保護＝遺棄〉の選別基準（三成美保）……4

フランス近代児童保護史をめぐる研究状況（岡部造史）……19

コメントと討論（高田実）……27

第2部 セッション「戦時体制下の障害児者の教育」（若手部会企画）のまとめ

第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について（北村陽子）……35

恩賜財団愛育会と戦時下の障害児保育問題（河合隆平）……40

セッション「戦時体制下の障害児者の教育」のまとめ（倉石一郎）……45

第3部 若手部会・研究活動の記録

2010年度第1回研究会報告……51

2010年度第2回研究会報告……59

はしがき

この「ディスカッション・ペーパー」は、比較教育社会史研究会を母体に、日本学術振興会科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究、2009-2011年)を得て組織された「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究(以下「保護・遺棄」科研とする)の2010年の活動成果をまとめたものである。すでに前号でも述べたとおり、「保護・遺棄」科研は「保護と遺棄の子ども史」および「福祉国家と教育」という二つの柱に即した研究活動を行っており、あわせて「教育と福祉」若手部会が、これらと密接な連携をはかりつつ独自に活動を展開している。

2010年中には、本DPに掲載した研究活動に加えて、2010年秋季例会(10月31日、関西学院大学)の場で「福祉国家と教育」部会を行い、羽田貴史(東北大学):「戦後福祉国家像の一考察」および高岡裕之(関西学院大学):「20世紀日本の「福祉国家」という2本の研究報告を受けた。このうち前者については、羽田貴史「日本型福祉国家論の形成と教育」『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』(COE研究シリーズ8、広島大学、2004)という関連業績がある。また、後者に関しては高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」—戦時期日本の「社会改革」構想—』岩波書店、2011年、が刊行されている。報告の趣旨はそれらともかさなることから、ご参照いただければと思う。

さらに、2011年3月20・21日にお茶の水女子大学で開催を予定していた比較教育社会史研究会2011年春季大会では、川本隆史氏(東京大学)に記念講演「教育における正義とケア—ジョン・ロールズ『正義論』を基軸として—」を依頼し、あわせて「『保護・遺棄科研』二年間の到達と課題」と題して小玉亮子(お茶の水女子大学)、沢山美果子(岡山大学客員研究員)、橋本伸也からの問題提起を予定するとともに、「教育と福祉」若手部会でも①「文献レビュー“Pamela Horn, Children's Work and Welfare, 1780-1890, Cambridge, 1994”」、②増田仁(熊本大学)「戦後日本における農繁期託児所と子どもの生活世界—山形県鶴岡市を事例に—」(仮)という研究報告が行われるはずであった。しかし、折からの震災と原発「事故」のために研究会を開催中止せざるをえず、2010年度の科研研究会としての活動は次年度に繰り延べになっている。ただし、「二年間の到達と課題」で報告予定であった沢山美果子氏から『比較教育社会史研究会通信』第10号に寄せられた小論のなかでは、「子どもの保護・遺棄」に関わる基本的観点が現下の状況を踏まえて提起されているので、そちらをご覧いただきたい。『通信』は、冊子体と合わせて、関西学院大学リポジトリでの公開されている。また、「福祉国家と教育」に関わっては、橋本が報告予定であった内容をもとに、「『福祉国家と教育』をめぐる論点メモ—主としてヨーロッパの文脈から—」と題したワーキング・ペーパーを準備して論点提示を試みしており、現在、科研メンバーによる検討を求めているところである。追って、そこから発展させられた議論の行われることを期待したい。

橋本伸也(関西学院大学)

第1部

セッション「保護と遺棄の子ども史」

(2010年3月28日)のまとめ

比較教育社会史研究会

「『子ども』の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」研究会
2010年春季合同大会の記録から

2010年3月28日、同志社大学

ドイツにおける生殖法制の展開

嬰兒殺・断種・中絶にみる<保護＝遺棄>の選別基準

三成美保（摂南大学）

はじめに

本報告では、法制史・ジェンダー史の観点から西洋古代から現代までの生殖法制を検討し、「保護／遺棄」選別基準の変化を概観してみたい。おおまかに言えば、西洋社会は、家父長による生殖コントロール（遺棄権）の時代（古代）から、キリスト教会による生殖コントロール禁止（避妊・墮胎・嬰兒殺禁止）の時代（中世～近代初期）を経て、医学的知見に基づく生殖コントロール解禁（断種・中絶）の時代（19世紀末～20世紀前半）を迎え、女性の生殖コントロール権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が認められた時代（1970年代以降）に至る。21世紀に入った現在では、生殖への積極的介入が行われ、デザイナー・ベビーすら可能になっている。この過程で、「保護／遺棄」選別基準はどう変わったのか。以下では、1 遺棄権、2 婚外出生、3 優生思想の順に、「保護／遺棄」の選別基準をたどってみたい。

1 遺棄権と生存能力

（1）遺棄権

◆**家父長の遺棄権** 古代ギリシア・ローマ法でも古代ゲルマン法でも、家父長男性には子を遺棄する権利（遺棄権）Aussetzen(expone)が認められていた。アリストテレスは、障害児の遺棄と人口調節のための中絶を推奨している（史料1）。ローマの十二表法等もまた身体障害児の殺害を認めている（史料2）。

古代法における子の遺棄とは、新生児を家（法共同体）に收容しないという決定を意味する。「生存能力なき子」lebenunfähige、「奇形」Missgeburt、「不吉な日の生まれ」、「姦生子」などが代表的な遺棄理由である。通常、子はかごに入れられて木の下に置かれたり、水に流された。家への收容Aufnahme、命名（命名は太古の氏名呪術に起因し、人への支配と当該人物の権利能力の開始を意味するため、ムント権者に留保された：ミッター 1961：106）、襁褓（洗礼）、養育行為、食事の後などの子の遺棄は「殺人」Mordになる（HRG.Bd.

【史料1】アリストテレス『政治学』7-14-10

「障害児を育てることを禁止する法律が必要である。しかし子どもの数に関しては、既存の慣習が、生まれた子どもの遺棄を認めないなら、子孫の増加を制限しなければならない。また、こういった規制に反した性交によって子どもをみごもった場合には、子どもの感覚や生命が発達しないうちに、中絶する必要がある。というのは、合法的か非合法的中絶かといった境界線は、感覚や生命があるかどうかといったことが、分かれ目になるからだ。」

【史料2】ローマ法

①王法（『西洋法制史料選1』5頁）

「6 ロムルスは提案し住民を強制して総ての男児たる子孫と女兒にして長女なる者とを養育すべく、然も三歳未完の出生児は一人と言えども殺害すべからずとせり。但し、生まれたる出生直後不具児或は畸形児なる場合のみは除外せり。」

②十二表法・第4表（『LEX XII TABULARUM』63頁）

「1 キケロ（法律について 3,8,19）＝十二表法が奇形児に関して顕著なように、（奇形児は）すみやかに殺害された。」

1,S.268)。

◆**遺棄権の衰退** キリスト教化につれて遺棄の慣習は廃れたとされるが、中世初期にはまだ家父長の遺棄権が認められていた。メロヴィング朝では男児が好まれ、異教のフリーセン社会では女兒遺棄の風習があったとされる(ジャン 2009: 125)。これに対し、6～8世紀の部族法典やザクセン地方の慣習法を書き記した『ザクセンシュピーゲル』(13世紀前半)は、もはや子の遺棄権について言及していない。

(2) 生存能力と胎児

◆**古代～中世法** 古法では、子の「生存能力」Lebensfähigkeit(母体を離れても生存可能なこと)は、権利や刑罰に関して重要な判断基準とされた(HRG.Bd.4,S.292)。「生存能力」なき子を墮胎・殺害(嬰兒殺)しても罪には問われず、「生存能力」なき子は相続権を持たないとされたのである。

中世初期の部族法典は、殺害時や傷害時の詳細な人命金規定をもつ。嬰兒殺規定はないが、墮胎・流産規定はある。たとえば、『サリカ法典』(507年)は、胎児の人命金を100ソリドスと定めている。「命名前の子」は、胎児同等の位置づけである(「母胎内の子を殺した者、あるいは、子が名を持ち、その名を・・・する前に殺した者は、4000デナリウス、すなわち、100シリングを支払うべし」)。10歳以下の未成年男子あるいは生殖能力ある自由人女性を殺害した場合は600ソリドス、妊婦殺害は700ソリドス(すなわち、自由人女性600+胎児100)となる(史料3)。

『バイエルン部族法典』(8世紀前半)の墮胎規定は、母死亡時と胎児死亡時を分けている。胎児は、さらに「生存能力」ある場合とそうでない場合に分けられ、「生存能力」ある胎児の墮胎は自由人男性と同額の人命金(160ソリドス)とされていた(史料4)。一方、西ゴート法

【史料3】サリカ法典第24章

節	場合	贖罪金(ソリドス)
1	10歳以下の少年を殺害したとき	600
2	長髪の少年(*刈髪の様式=武装資格を認める儀式)を殺害したとき	600
3	妊娠中の自由人女性を殴って、女性が死亡したとき	700
4	子を母の胎内で殺害したとき 子が生まれて名を持つ前に殺害したとき	100
5	12歳未満の少年が罪を犯したとき	平和金支払免除
6	生殖能力をもつ自由人女性を殺害したとき	600
7	生殖能力を失った女性を殺害したとき	200

【史料4】バイエルン部族法典(8世紀前半) 墮胎に関する条文(第8章)

節	場合	処罰	
18	女が、墮胎させる目的で飲み物を与えたとき	奴隷は鞭200 自由人は自由身分喪失により奴隷となる	
19	何らかの打撃によって、墮胎させようとしたとき	女性が死亡 殺人者として処罰 (自由人女性=320ソリドス) ※武装能力なき女性の殺害は男性の殺害の2倍額となる [IV-30]	
		胎児のみ死亡 (生存に堪え得ないとき)	20ソリドス
		胎児のみ死亡 (生存に堪えうる時)	160ソリドス (※自由人男性殺害と同額)
20	墮胎させたととき	まず12ソリドス、その後7代まで(つまり家系が絶えるまで)毎年の秋に、1ソリドスを支払う(怠れば再び12ソリドス)	
21	親族の永きにわたる悲嘆について	靈魂は墮胎によって地獄に引き渡されるため。	
22	女奴隷が虐待されて流産したとき (子が生存に堪え得ないとき)	4ソリドス	
23	女奴隷が虐待されて流産したとき (子が生存に堪えうる時)	女奴隷の主人に10ソリドス	

【史料5】『ザクセンシュピーゲル・ラント法』1.33
「3.6.1 さて、夫の死後に子を宿し、そして(夫の)埋葬または三十日忌の際に懐胎が明らかになった妻について承認されたい。子が生きて生まれ、そしてそれにつき彼女が、子の(産声)を聞いた四人の男および彼女の産苦を助けた二人の女を証人として有するならば、その子は父の遺産を取得する。」(邦訳 78頁)

は、子が洗礼をうけるか、10 日以上生存しなければ相続権がないと定めていた。

13 世紀前半の『ザクセンシュピーゲル』は、「生存能力」ある胎児の相続権を認めている。そのさい、4 人の男たちが「耳証人」となり、子が「四壁に声を響かせた」ことを証言したのである（史料 5）。

◆**近世～近代法** 近世には「生存能力」なき子の権利能力をめぐって見解が分かれていた。しかし、有力説は「生存能力」があることを権利主体の要件としていた。

近代法の規定は、二方向に分かれる。サヴィニーおよび彼以降のドイツ私法学における多数派は、「生存能力」による判断を否定した。プロイセン一般ラント法やオーストリア民法典、ドイツ民法典は、「生存能力」の有無の証明が困難という理由で権利能力の要件とはしていない（HRG.Bd.2,S.1657f.）。日本民法典もドイツ民法典に倣っている。これに対し、フランス民法典（725 条、906 条）は、「生存能力」の要件をあげている（史料 6）。

【史料 7】『新勅法彙纂』89-15
「破廉恥な関係、近親相姦、忌むべき性交渉—これらは婚姻とはいえない—から生まれた者は、自然子とはよばれず、父に扶養されず、現行の法律といっさいのかかわりをもたない。」

【史料 6】フランス民法典（1804 年）
第 725 条 遺産相続をなそうとする者は、遺産相続開始時に生存していなければならない。したがって、次の者は遺産相続をなすことができない。

- 1 いまだ懐胎の兆候がない子
- 2 出産後に生存することができない子
- 3 民事死を受けた者

2 婚外出生と嬰兒殺

（1）嫡出／非嫡出

◆**日本法と西洋法** 日本の現行民法では、婚外子は嫡出子の相続権の 2 分の 1 の相続権しか認められていない（民法 900 条但し書き）。こうした婚外子法制は、明治期に西洋近代法から継受された。日本古来の「嫡子／庶子」と西洋法の「嫡出子／非嫡出子」は、必ずしも同一ではない。「嫡子／庶子」は「家」との関係で決まり、「嫡出子／非嫡出子」は父母の婚姻関係で決まるからである。日本には妻妾制や男系相続の伝統があるうえ、嫡男には跡取りとしての資質が重視される場合もあり、「嫡子／庶子」の境界は流動的であった。厳格な一夫一婦制をとる（キリスト教化以降の）西洋法のほうが婚外子差別が顕著であった。ヨーロッパでは婚外子は権利を大きく制限され、生存すら脅かされたのである。

◆**ゲルマン法** キリスト教化される以前の古ゲルマン社会では、婚外子に対する差別はほとんどなかった。夫のムント（保護）下にいる妻妾が産んだ子は、懐胎時期にかかわらず、「嫡出」とみなされ、夫の家に収容された。夫のムントに服さない女から生まれた子が「非嫡出子／私生子」Bastard, Hurenkind, Kebskind である。しかし、婚外出生であっても、自由身分の女性との永続的な結合から生まれた子は、嫡出子と同様に父の家に収容され、相続権や王位継承権をもつことができた。他方、父母の一時的な結合から生まれた子は、父とは法的関係をもたず、「私生子」Bankert (auf der Bank gezeugt=ベンチの上で孕まれた子)、Winkelkind (im Winkel gezeugt=片隅で孕まれた子) と呼ばれ、母のジッペ（親族集団）に収容された。「子は腹に従う」とされたため、母が自由人でない子が自由人子と同様に父の家に収容される権利をもったかどうかは疑わしい。非自由人（奴隷）の子は権

利能力を持たず、「誰の子でもない子」*fili nullius* とされた (HRG.Bd.5.S.452-456, ミッタイス 1961:144)。

◆**ローマ法** ローマ法によれば、婚外子は父とは宗族関係も血族関係ももたず、母と血族関係にたった。帝政期をむかえ、アウグストゥス帝は一連の婚姻立法を公布した。内縁を婚姻にかえることがめざされ、準正制度が確立する。準正された自然子(内縁子)は、嫡出子と同等の権利をもつとされた。こうして、帝政期以降、自然子の優遇が顕著となる。自然子は、扶養料請求権と限定的な相続権を認められた。一方、売淫子・姦生子・乱倫子(近親相姦子)には、これらの権利は認められなかった(三成 2005:203ff.)。6世紀にユスティニアヌス帝は、父に自然子の扶養義務を定めたが、その他の婚外子に対する扶養義務を否定した(史料7)。

また、「ローマの平和」期にあたる2世紀には、貧しい子どもたちのための扶養基金制度(アリメンタ制度)が発展した。公的基金(イタリアで発展)と私的基金(属州で発展)があり、たとえば、ローマ市では皇帝金庫からの支出によって5,000人の少年が扶養された。男女と嫡庶では大きな差があり、嫡出男子が優遇された。たとえば、ウェレイアのアリメンタ制度での年間基金額は、嫡出男子47,040セステルティウス[以下S](一人あたりの年間支給額192S)、同女子はおおよそ10分の1の4,896S(同144S)であったが、庶出男子(144S)と同女子(120S)は各1名の支給にすぎない(『西洋古代史料集』174)。

◆**教会法** キリスト教は、「嫡出/非嫡出」概念を大きく変えた。婚姻中懐胎以外のすべての子を「非嫡出子」とし、自然子の優遇を否定した。婚外子は「出生の穢れ」をもち、親の「恥」の証拠とみなされ、相続権や身分・地位継承権が否定されたのである。

教会法は厳格な一夫一婦制をとるため、スペアとして婚外子をもうけるという仕組みは成り立たない。しかし他方で、教会法は、12世紀以降、弱者保護の観点から父に対する婚外子の扶養請求権を認めていく(強制認知)。婚約不履行訴訟は教会裁判所で裁かれ、子の父は、子の母と結婚するか、あるいは持参金相当の慰謝料と分娩費用・子の養育費用を支払わねばならなかった(三成 2005:98f.)。

(2) 婚外子の相続権と扶養請求権

◆**扶養請求権の成立** 嫡出子と婚外子をほとんど差別なく扱う慣行は、部族法典にも認められる。先述の通り、メロヴィング期には、婚外子もまた完全な相続能力をもち、王位継承権をもっていた。しかし、キリスト教の影響をうけて、フランク時代後期に婚外子の地位は悪化し、父に対する相続権が制限されはじめる。キリスト教化が一般民衆にまで及んだ中世中期以降、婚外子は完全に相続権を失ってしまう。教会が婚外子に「罪の子」との烙印を押した結果、婚外子には聖職叙任権は認められず、ツンフトからも排除された。ただし、「許嫁の子」*Brautkind* は、婚約破棄が母の責任ではない場合に権利を保障された(HRG.Bd.1,S.298-300)。

相続権制限と引きかえに、中世後期のいくつかの法は、父は婚外子に対して財産を贈与しなければならないと定める。そのさい、最近相続人の同意を得る必要はない。ここから、父に対する婚外子の扶養請求権が発展したものと思われる。婚外子は、母に対してはつねに相続権をもった(「いかなる子もその母の私生子 *Kebskind* ではない)。しかし、ザクセン法は、婚外子は父母のどちらとも血族関係(法的関係)をもたないと定めた(ミッタイ

ス 1961:144)。ドイツではザクセン法は例外的であったが、イギリス法はザクセン法と似た内容をもつ。イギリスでは、婚外子は法的意味では母と血族ではなく、単に弱められた扶養請求権をもつにすぎないとされた。1926年嫡出法により、婚外子もまた母に対する相続権を持つようになったが、母の嫡出子の後順位におかれたのである。

ローマ法継受の影響が及んだ15世紀後半、ローマ法にならって婚外子概念が統一された。「自然子（独身男女の婚前交渉子）」「売淫子（母が売春婦）」「姦生子（姦通により生まれた子）・乱倫子（近親相姦によって生まれた子）」（忌むべき生まれの子）の3種が区別されるようになったのである（HRG.Bd.5,S.452）。この3種の区別は後世の法に大きな影響を及ぼした。たとえば、フランス法は、革命期に自然子の相続権を認め、1972年改革で姦生子以外の婚外子と嫡出子の差別を撤廃する。しかし、姦生子に対する相続差別が撤廃されたのは2001年のことである。

◆**自然法** 自然法は、父に対する婚外子の扶養請求権を自然法上の権利として理論化した。プロイセン一般ラント法（ALR：1794年）に大きな影響を与えたクリスチャン・ヴォルフによれば、市民法上の親子関係は嫡出親子の間でしか生じないが、血縁関係がある限り、自然法上の親子関係が存在する。嫡出であると婚外出生であるとを問わず、子には扶養される権利があるので、相続時には扶養義務が完了しているかどうかを考慮されねばならない。扶養義務が完了していなければ、その分を子は遺産から優先的に取得することができる。ヴォルフは考えたのである（三成 2005:210ff.）。

◆**プロイセン一般ラント法** 代表的な啓蒙期法典編纂であるプロイセン一般ラント法（ALR:1794年）では、婚外子と嬰兒殺への配慮が突出している。プロイセン一般ラント法は2万条におよぶ総合法典であるが、家族法規定は2,500条。全体の8分の1に達する。また、嬰兒殺関連規定は115条もある。婚外子の保護が国家にとって急務であったことを伺わせる。ヴォルフの考え方を受けたプロイセン一般ラント法は、婚外子の権利を手厚く保障した。結婚の約束をして生まれた子は、たとえ親が結婚しなくとも嫡出子とみなされた（ALR II.1.1047ff.）。また、懐胎期に母が複数の男性と性的関係をもっており、父が特定できない場合には、子の後見人は彼らに対し、子が14歳になるまでの扶養料を請求できると定めた（ALR II.2.619f.「不貞の抗弁」の禁止）。

◆**19世紀の婚外子法** 18世紀末以降、家以外での就労機会が増えるにつれて、婚姻意欲

【史料8】ヴォルフ『自然法・万民法提要』（1754年）
「生まれたばかりの子は、自己の生存に必要なことをみずから配慮したり、自己の行為を自然法にしたがって決定したり、独力で人間らしい生活をおくる能力をまだそなえていない。人は、自己の種を維持すべきであるので、子をもうける者は子にも人間らしい生活を独力でいとなむ能力をあたえてやらなければならない。そのためには養育が必要であるから、子をもうける者は、子を養育しなければならない。養育には、父と母の世話と熱意が必要であり、二人とも、子の養育に献身すべきである。」（三成 2005:212）

【史料9】仏蘭西法律書民法（箕作麟祥訳：1871年）
第三百三十五条 乱倫及ヒ姦通ニ因リ生レシ子ハ我子ナリト認ルコトヲ得ス
第三百三十七条 夫又ハ婦其配偶者ト婚姻ヲ為シタル以前ニ其配偶者ニ非サル男又ハ女ニ因リ挙ゲシ私生ノ子ヲ其婚姻ノ後我子ナリト認メタルト雖トモ其配偶者又ハ其婚姻ニ因リ生マレシ子ノ権利ヲ害スルコトナカル可シ…
第三百四十条 私生ノ子人ヲ指シテ我父ナリト訴エ出ル事ハ之ヲ禁ス…
（前田 2004『史料民法典』38）

が高まり、婚外子もまた急増する。婚外子の急増は、婚姻道德の退廃と受け止められた。婚外子に対する差別は、近代法で弱まったわけではない。むしろ、婚姻を神聖視し、市民男性（父）の自由意思を重視する傾向が強まった結果、婚外子と未婚の母は「市民家族の安寧を脅かすスキャンダルのもと」とみなされるようになる。その結果、婚外子の扶養請求権は大きく制限されていった。フランス民法典（1804年）はその典型である（史料9）。父が子として認知できるのは自然子だけであるが、それも父の自由意思にまかされ、子から請求することはできない（「父の搜索」の禁止）。婚外子は父の家庭を脅かしてはならないとされたのである（三成 2005:214）。

ドイツでは、プロイセン一般ラント法が婚外子保護を定めていたが、19世紀前半の改正作業で見直しははじまる。訴訟でも母子の不利な判決が相次ぐ（三成 2005:239ff.）。プロイセン非嫡出子法（1854年）は、父親が特定できないときの共同責任を否定し、さまざまな扶養義務減免を定めた。ドイツ民法典（1896年）において、婚外子の法的保護は決定的に弱まる。当時、婚外子出生は「社会問題」の1つとみなされ、未婚の母に対する社会的不信は非常に高まっていた。ドイツ民法典は、父子間の法的親子関係を否定し、未婚の母の親権を否定したのである。しかし、「社会問題」を放置できず、福祉政策も万全でないため、父に婚外子の扶養義務を課した。父子は家族法上の関係はないが（したがって、相続権は発生せず、父姓も名乗れず、父家にも収容されない）、債権法上の関係があるとされ、子には扶養請求権が保障されたのである。これがいわゆる「支払いの父」である（1589条「非嫡出子とその父は血族とはみなさない」）。しかし、プロイセン一般ラント法以来否定されていた「不貞の抗弁」が復活し、懐胎時に母が複数の男性と同衾した場合には、関係男性のすべてが子の父であることを否定できたのである（第1717条「懐胎期間中に母と同衾した者は…非嫡出子の父とみなす。ただし、この期間中に母が他男とも同衾したときには、この限りではない」）。全婚外子の35%で父性が争われ、婚外子の4分の1が「不貞の抗弁」を出されている。多くの婚外子が扶養料を請求できない立場に追いやられたことがわかる（三成 2005:248ff.）。

（3） 嬰兒遺棄と嬰兒殺

◆古代ローマの嬰兒殺・嬰兒遺棄 古典古代の文学作品には、嬰兒遺棄・嬰兒殺の例が数多く登場する。嬰兒遺棄は、ギリシアではヘレニズム期に、イタリアでは共和政期よりも帝政期に増えたという（本村 1993:130）。

ローマ皇帝は嬰兒殺・嬰兒遺棄の防止に努めた。たとえば、315年勅法は、全イタリアの都市に対し、「親の手による子殺しをやめさせて、もっと明るい希望へ向かわせる」ための法律の前提として、「貧乏のために養うことができない子どもがいることを親が申し出たなら」、国庫と帝室財産から食糧衣服を支給すると定めた。また、322年のコンスタンティヌスの勅法は、「食糧に乏しく生活物資を欠く地方の人々が、自分の子どもを売り、あるいは担保に入れると朕は聞いた」と述べて、金銭と生活物資を施与分配する権限を、全アフリカの知事と国庫管理に与えている（吉野 1976:109）。

奇形出生や婚外出生（姦通や強姦の結果生まれた子）は、嬰兒殺・嬰兒遺棄の一つの理由ではあったが（とくに上層市民）、下層民では経済苦が圧倒的理由を占めたと推測される。嫡出子であっても遺棄・殺害対象から免れず、多子家庭での後出生子の遺棄、女兒遺棄が

多かったことが、文学作品やパピルス文書からも認められる（本村 1993:132f.）。

遺棄された嬰兒の多くは死亡するため、嬰兒遺棄と嬰兒殺は不可分の関係にあるが、古代ローマの場合、嬰兒遺棄には独特の機能があった。嬰兒遺棄は奴隷供給源として機能していたのである。共和制末期から帝政初期のイタリアでは、総人口 600～750 万人のうち、奴隷（1 歳未満を除く）は 200～300 万人を数えたという（本村 1993:148）。人口のほぼ 3 分の 1 が奴隷であった。しかし、奴隷の男女比（男性が圧倒的に多い）や「ローマの平和」のもとでの戦争捕虜の例外化を考えると、奴隷制内部での奴隷の再生産も、帝国外部からの奴隷の調達も想定しにくい。結果的に、棄児が有力な奴隷供給源として浮上することになる（本村 1993:153）。拾われた乳幼児には乳母がつけられ、奴隷商人によって組織的に養育されていたと推測される（本村 1993:111）。幼児・少年少女の奴隷の需要は高かった。ローマの家庭では、愛らしい幼児奴隷は、子の遊び相手として、あるいは、大人の気晴らし・慰み者として重宝された（「お気に入り」）。しかし、この場合も女兒より男児が選好された。

◆**キリスト教と嬰兒殺** カトリック教会は、生殖を婚姻の主目的の 1 つとみなし、あらゆる生殖コントロールを否定した（ショット 1995）。生殖目的以外の性交も避妊も認めず、墮胎も嬰兒遺棄・嬰兒殺も禁じたのである。古代に広まっていた障害児や女兒の殺害も認めなかった。教会が、婚外出生に等しく負の烙印を押すと同時に、胎児・嬰兒の遺棄・殺害を禁じたため、里子制度や捨て子養育院が発達していく。嬰兒殺は、妊娠・出産をあくまで隠さねばならないケース、すなわち婚外妊娠・出産に限られていった。しかし、中世ヨーロッパで嬰兒殺犯が死刑に処せられたケースはほとんどない。嬰兒殺に対する刑罰が強化されたのは、16 世紀以降である。「洗礼前の子の殺害は共同体に災いをもたらす」と信じられた（三成 2005:110）。

◆**近世の嬰兒殺** 近世・近代ドイツで殺された子は、ほとんどが婚外子である。古代ローマの嬰兒殺・嬰兒遺棄や江戸期の間引きとは異なり、子の性別や生まれた順序は関係がない。しかし、生存能力や身体障害については考慮されている。

【史料 10】カロリナ刑法典（1532 年）
「第 131 条 女が、自己が生命と肢体とを与えたる自己の児を、密かに、悪意にて、意思して殺害するときは、彼女は通常生き埋めにせられ、かつ大地に杭刺しにせらる。」

ローマ法を継受して編纂されたカロリナ刑法典（1532 年）は、嬰兒殺犯女性に対し、生き埋め刑か杭刺し刑を定めている（史料 10）。通常の殺人罪（斬首刑）よりも罪が重く、もっとも重い罪の 1 つとされた（「加重類型」としての犯罪）。ただし、子に生存能力がなかったり、四肢が欠ける子の殺害は除外されている（第 131 条）。嬰兒遺棄については、子が死んだ場合には死刑か身体刑であるが、子が助かった場合には刑が軽い（第 132 条）。子が助かることが前提にされているのは、教会や養育院への捨て子風習によるものだろう。近世の嬰兒殺は、母子の事情に関係なく死刑であった。ゲーテ『ファウスト』のグレートヒェン悲劇のモデルとなったズザンナ事件（1772 年）は、その最後の段階の事例である。宿屋で働くズザンナは宿泊客に強姦されて妊娠し、洗濯場で 1 人で子を産み落としたが、子は死んでしまう。弁護人の弁護むなしく、彼女は公開斬首刑に処せられた（三成 2005:114f.）。

◆**啓蒙期の嬰兒殺論** 子の生命の重さがふたたび「嫡出／非嫡出」によって変わり始めるのが、啓蒙期である。それは、近代的ジェンダー規範およびそれに根ざした近代家族法システムの確立と深く結びついていた。

1780年代、嬰兒殺は啓蒙主義的刑事法改革論の一大トピックとして注目をあびる。1780年の有名な懸賞論文募集には、300編以上の応募作が集まった。募集記事や入選作の文面では、やむをえず子殺しをした女性に格別の配慮が必要との論調が目立った。ペスタロッチーやカントの議論はその典型である。ペスタロッチーは、婚外子を生んだという恥を隠すことこそが女性としての美德であり、その美德が家庭を守る（つまり、夫以外の子を産まない）と主張する。カントは、婚外子は市民社会のなかの「禁制品」であり、生命を保護される権利はないとまで言っている。彼は徹底した同害報復論者（殺人罪には死刑）と唱えているにもかかわらず、未婚の母が婚外子を殺すことは「女性の名誉を守るための特別な行為」であるから、死刑にはあたらないとしたのである（史料 11、三成 2005:119-123）。

【史料 11】カント『人倫の形而上学』（1797年）

「それにもかかわらず、死刑に値する犯罪ではあるが、それにたいしてはたして立法が死刑を科す権限をもつかどうかは依然として疑問であるような犯罪が二つある。これら二つの犯罪に誘うものは名誉感情である。一つは女性の名誉 (Geschlechtsehre) に関わる犯罪であり、もう一つは軍人の名誉に関わる犯罪である。しかも、これらの名誉はいずれも、こうした二種の人間に義務として課せられている真の名誉である。一方の犯罪は母親による嬰兒殺し [infanticidium maternale] であり、他方の犯罪は戦友殺し [commilitonicidium] つまり決闘である。――立法は、婚外出産という恥辱をめぐいさることもできないし、また同じく、ある下級士官にふりかかった臆病者だという嫌疑、つまり彼は侮蔑的な取扱いにたいして死の恐怖をのりこえて自分の力であえて対決しようとはしないという嫌疑から生ずる汚名をけしきってやることもできない。したがってこのような場合には、人間は自然状態におかれているのであり、殺害 [homicidium] をこのさい決して謀殺 [homicidium dolosum] とよんではならない。二つの場合のいずれももちろん可罰的ではあるが、しかし、最高権力によって死刑に処せられることはできないようにおもわれる。婚外子として生まれた子どもは、法律 [つまり婚姻] 外に、したがってまた法律の保護の外に生まれたのである。その子どもは公共体へといわば [禁制品のように] 運びこまれたのであり、したがって公共体もまた子どもの存在を [その子どもは本来ならこうした方法で存在するべきではなかったのだから] 無視し、したがってまたその子どもの抹殺をも無視することができる。ところが、婚外出産が知れわたった場合に生ずる母親の恥辱は、どんな命令によってもこれを排除することはできないのである」。

こうした嬰兒殺論は、プロイセン一般ラント法にも大きな影響を与えた。近世法の伝統をつぎ、嬰兒殺犯は斬首刑に処せられた。しかし同時に、一般ラント法は、無垢な女性を救済し、胎児には後見人をつけ、前述の通り、後見人は父の可能性のある男性に扶養料を請求すると定めた。妊娠が判明したときに同衾男性の責任を明記している点が注目される（三成 2005:133）。無垢の女性を救済するという発想は当時の公論（世論）をなしていた。これを受け入れたフィヒテの家族論は近代ドイツ家族法の基礎となる（三成 2010:209ff.）。

◆19世紀以降の嬰兒殺 ドイツ最初の近代刑法典と言われるバイエルン王国刑法典（1813年）では、嬰兒殺は「減輕類型」としての犯罪として、一般殺人罪よりも刑が軽い。ただし、条件がつけられた。嬰兒殺は、母が婚外新生児を殺害したものに限られる。その理由は、「女性の名誉」である。嬰兒殺・嬰兒遺棄・墮胎はそれぞれに刑罰が決まっており、さまざまな減輕が予定されていた。事実、陪審裁判においても嬰兒殺は無罪になることが多く、たとえ有罪判決を受けても女性は数年の懲役後に村に戻り、普通に暮らしている（三

成 2005:111)。

プロイセン刑法典(1851年)では、尊属殺は死刑(第179条)、嬰兒殺は5~20年の懲役(第180条)、墮胎は5年以下の懲役(第181条)、7歳以下の子どもあるいは病人等の監護を怠った者は3月以下の懲役(第183条)と定められた。こうした規定は、ドイツ帝国刑法典(1871年)に継承される。嬰兒殺規定の変化は、女性像の変化を強く反映していた。「性の二重基準」や「女性二分論」が顕著だったのである。先述のように、婚外子保護の低下が母の不品行をより強く読み込む発想と結びついていたことと照らし合わせると、婚外子の生命は母の性的品行に左右されるようになったと見ることができる。19世紀以降、法律婚嫡出親子関係に反しない限りで子の保護は強まっていく。しかし、その陰で、婚外子はたとえ母に殺されてもやむをえないという前提がまかりとおっていたのである。嬰兒殺処罰規定と中絶合法化規定との整合性が問題にされ、嬰兒殺規定がドイツ刑法典から削除されたのは1996年である。

3 優生思想と「人間の尊厳」

(1) 優生思想

◆**医療・衛生の国家的管理** 遺棄権は優生思想の歴史のはじまりでもあった。身体障害児の遺棄は、共同体と家の「安寧」を守るための家父長の権限とみなされた。キリスト教の影響とともにあからさまな優生思想は影を潜めるが、身体障害児の遺棄・殺害は事実上放任された。

啓蒙末期の変化は、国家が「医療・衛生管理の担い手」として登場し、生殖管理が国家的利害と結びつくようになったことである。こうした考え方は、近代衛生学、公衆衛生学の祖といわれるJ.P.フランクにより普及した(市野川 2000:44-48)。フランクは、主著『完全なる医療ポリツァイの体系』(1779年から40年近く書きつないだ全6巻別冊3巻からなる)で、「医療ポリツァイ」(「ポリツァイ学全般の対象は、国家の内的な安全性である。…それゆえ、医療ポリツァイは、ポリツァイ学全般と同様、一種の防衛の技術なのである」第1巻:1779年)の観点から、富国強兵の論理にしたがって「受胎から死、そして死者の埋葬に至るまで」(第5巻:1813年)の「健康」を論じた(市野川 2006:63)。

医療ポリツァイのなかには、精神医学も含まれた。精神医学 Psychiatrie という語は、1803年にはじめて用いられ(ハレの医師ライルの著書『精神的治療法の応用に関する叙事詩』小俣 2005:108)、大学での講義は、1811年にライプティヒ大学ではじまった(ショーター 1999:97)。19世紀における近代的精神医学の発達とともに、精神障害者が「患者」として治療対象になっていく。

◆**近代的精神医学の成立** 古くは、激しい身体的兆候(狂気・激怒)をとこなうものが精神病とみなされていた。ヨーロッパでおおむね15世紀以降普及する慈善的な宗教的施設と拘禁的施設には、これらの人びとが収容された(小俣 2005:69-70)。魔女は「悪魔憑き」ではなく、精神病であると論じて魔女裁判を批判したヴァイアーは、精神病の世俗化をはかった一人である。18世紀には「精神/身体」二分論の見地から、精神をより具体的に研究する傾向があらわれる。ヴォルフは『経験的心理学』(1732年)ではじめて「心理学」Psychologia という語を作った(小俣 2005:88)。

近代的精神医学に大きな影響を与えたのは、カントの悟性論である。『実践的観点からみた人間学』（1798年）で、カントは精神病を4つに分類し、身体的兆候のないタイプ（「発熱のない狂気」）こそが、真の精神病（理性の障害・悟性の誤り）であるとみなした。この発想は、精神病者の処遇を「拘禁から治療へ」と大きく変える（小俣 2005:89-94）。その後、ドイツ最初の精神医学教科書（1845年）を書いたグリーンガーは、精神病のすべての原因を脳に求め、治癒可能な病気と不可能な病気に二分した（脳病論）。また、治癒不能な精神病や原因不明の精神病は、「遺伝性」が高いと論じられた。

19世紀末以降、ドイツでは大学精神病院が主流となり、脳神経学と精神医学が結びついた形で理論研究が著しく発展する（小俣 2005:135）。ナチス優生学に医師が多く参加し、安楽死や人体実験に積極的に関わった背景には、脳解剖学重視のもと、成果を競い合う伝統があった。

◆精神障害者への断種の開始

「社会ダーウィニズム」は、1870年代以降、第1次大戦直前まで欧米で大流行した。これにはさまざまな潮流があり、政治的にも左右両極を含む。しかし、キリスト教的世界観に代えて自然科学に拠り所を求める点では共通していた。「社会的不適格者」の「淘汰」が課題とされるようになり、精神障害者もそこに含まれた。

【史料13】プレッツ「人種概念と社会概念」（1910年）
「第一は、…いわゆる自然淘汰を性的淘汰へと変化させることであります。そうすることによって、劣悪な資質をもつ個人は子供を生むことも、また彼らの劣悪な遺伝子を継承させることもなくなるでしょう。第二は究極的な解決策であります、淘汰一般を人間の組織体の段階から細胞の段階、とくに生殖細胞の段階へと変化させることであります。」（ビンディング／ホッヘ[2001]125）

精神障害者の処遇は伝統的に「隔離」であったが、スイスの精神科医フォレルによってはじめて精神障害者に断種が施される（1892年）。少年への断種は、1899年にアメリカで行われた。感化院に収容された若年輕犯罪者に対して精管切除手術を実施したのである。やがて、断種対象者に精神障害者が加えられていく（トロンブロイ 2000:84）。ドイツ優生学（人種衛生学）の創始者A. プレッツは、優生学の究極的課題は「生殖細胞の淘汰」にあると述べている（史料13）。

20世紀初頭、優生学の拠点となったのは、イギリスとアメリカであった。その後、優生思想は欧米のみならず、社会主義国、南アメリカ、日本にまで広がったが、優生法制のあり方は国別に異なる（二文字 2000:186f.）。世界初の断種法（1907年アメリカ・インディアナ州、その後34州で断種法を導入）、ヨーロッパ初の断種法（1928年スイス・ヴォー州）ののち、カナダ・アルバータ州（1928年）、デンマーク（1929年）につづき、1933年にナチス断種法が成立する。1934年には、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーで断種法が成立して、北欧諸国はすべて断種法をもつことになる。オーストリア、フランス、ベルギーは断種法をもたずに断種を实践された。イギリスでは断種法は拒否された。

◆ナチス断種法 ナチス断種法（「遺伝性疾患をもつ子孫を予防する法律」1933年）は、遺伝性疾患8種（先天性精神薄弱[精神遅滞]・精神分裂症[統合失調]・躁鬱・遺伝性てんかん・ハンチントン病・盲目・聾啞・重大な奇形）と重度のアルコール依存症を断種対象と定めた。「先天性精神薄弱」と「精神分裂症」が断種決定者の9割近くを占め、被害者総数はおよそ40万人と見積もられている（男女半々）。

◆ナチスの障害児安楽死計画 優生学は、遺伝性障害児の出生防止をめざすもので、安楽死を直接肯定するものではない。しかし、優生学的断種に失敗した場合の中絶容認、障

害児が生まれてしまった場合の安楽死擁護は深く結びついており、ナチス政権によって連続的に展開された（三成 2005:286ff.）。

安楽死を本来的に認めなかったキリスト教社会で、障害者の安楽死を積極的に肯定する言説は 19 世紀に登場する。20 世紀初頭には、精神医学、遺伝学、優生学、社会進化論などが結びつき、安楽死肯定へと大きく舵がとられた。賛否両論のなか、決定的な影響を及ぼしたのが、刑法学者ビンディングと精神科医ホッへの共著『生きるに値しない命を終わらせるための行為の解禁』（1920 年）である（ビンディング／ホッヘ 2001）。同年の世論調査では、精神的障害児の両親または保護監督者の 73%が子どもの殺害に肯定的という結果がでている（ギャラハー1996:132）。

T 4 作戦として有名な安楽死計画は、新生児や自宅にいる障害児の情報を集め、彼らを安楽死させることから着手された。1938/39 年のいわゆる「クナウアー事件」（1938 年末か 39 年初頭に、心身に障害をもつ新生児の父親でクナウアーと名乗る人物がヒトラーに子の安楽死をもとめる手紙を送った。ヒトラーはプラントに処理を命じ、プラントは、ライプチヒ大学の入院中の子を診察して、主治医と相談の上、「慈悲殺」を指示した。これをきっかけに、「安楽死／慈悲殺」嘆願書は総統官房が一括して秘密裡に処理することになった。ニュルンベルク裁判でヒトラーの侍医カール・プラントが証言）の被害者特定をめぐっては議論があるが、このころから障害児の安楽死計画が始まったと考えられる。1939 年 5 月、プラントを中心に「遺伝性および先天性重症患児の学術的登録に関する帝国委員会」Reichsausschuß zur wissenschaftlichen Erfassung von erb- und anlagebedingten schweren Leiden が組織され、8 月 18 日、各自治体に「障害児の登録」（安楽死対象者）届け出を義務化する旨の極秘通達が出された。すべての医師と助産婦に、新生児を含む 3 歳未満の障害児（①白痴・蒙古症、②小頭症、③水頭症、④すべての奇形、とくに四肢欠損、重度の頭蓋裂、脊椎裂など、⑤リットル病などの各種麻痺）の届け出が義務化されたのである。報告した助産婦には 2 マルクの報奨金が与えられ、違反者は 150 マルクの罰金か 4 週間の投獄に処せられた（クレー1999:94-96, アダムズ 1998:121）。1939 年 7 月以降、安楽死は成人へも拡大される（T 4 作戦）。T 4 作戦終了後（1941 年 8 月）も、重度障害児の安楽死は続けられた。約 5 千人の乳幼児が安楽死の犠牲になったと言われる（ギャラハー 1996:135-138）。殺害された子どもたちはしばしば医学実験材料とされた。

（2）墮胎／中絶

◆古代の墮胎 アリストテレス『政治学』の有名な文言（前出史料 1）によれば、墮胎が非合法になるのは、胎児の「感覚や生命があるかどうか」であり、男児は受胎後 40 日目、女児は 90 日目とされた（同『動物誌』7-3）。これを「生氣説」とよび、キリスト教会は、1869 年に公式に否定するまで、長く「生氣説」の立場をとっていた。

実際には、古代ギリシア・ローマ社会では流産・早産・自己墮胎の区別があまりなかったようである。墮胎については「流れる」という表現が多用されている。自己墮胎はほとんど処罰されなかったと思われる。一方、薬物や暴力を用いた他者墮胎については、古くから刑罰規定がある。「ヒポクラテスの誓い」は墮胎薬投与を禁止し、アクィーリウス法（前 3 世紀）は産婆による墮胎薬投与により妊婦が死亡した場合について定めている。ユウェナーリスは 1 世紀のローマ社会での墮胎の流行を書き記している。6 世紀のローマ法大全

によれば、墮胎（自己墮胎）そのものが処罰されているわけではなく、「薬物利用による殺人」（妊婦の殺害）か、「夫権の侵害」（胎児の殺害）として扱われている。

◆**墮胎罪の成立** ドイツ語で「墮胎」Abtreibung という表現がはじめて登場するのは、1532年カロリナ刑法典である（第133条）。墮胎については、胎児が「生存能力」を持つか否かで刑罰は分かれ、「生存能力」を持つ場合には、他者墮胎も自己墮胎も死刑とされた。しかし、「生存能力」なき子の墮胎はそうではない。妊娠末期の墮胎だけが事実上の処罰対象となっている。

妊娠期間で刑罰に差をもうけるのは、1794年プロイセン一般ラント法も同様である。一般ラント法は、墮胎未遂の女性には6月～1年、妊娠30週以内に墮胎した女性には2～6年、その後（妊娠末期）の墮胎には8～10年の懲役刑を定めた（第985～988条）。1813年バイエルン王国刑法典は、自己墮胎を4～8年の労働院、他者墮胎を16～20年の懲治院と定めた。

これに対し、1851年プロイセン刑法典は、「受胎」時点から生命を保護対象とし、受胎後の墮胎を一様に処罰対象（重懲役5年以下）とした（第181条）。これは、ドイツ帝国刑法典（1871年）に継承され、中絶は全面的に禁じられた（第218条）。しかし、刑罰は比較的軽く、しばしば情状酌量により1年の軽懲役刑となった。

◆**中絶解禁** 19～20世紀転換期頃から、フェミニズムにより刑法218条改正による中絶制限緩和への要求が高まる。1920年代、都市中産層は生活水準の向上をめざして子ども数を制限するようになり、労働者女性は働き続けるためにヤミ墮胎を利用した。こうした社会情勢を背景に、1922年、社会民主党の司法大臣ラートブルフは刑法改正草案において、妊娠初期の墮胎を認めようとした。改正は実現しなかったが、1927年にライヒ裁判所は「医学的適応」（妊娠継続による母体の危険）による中絶を「超法規的緊急避難」と認める。胎児の生命と母体の健康を比較衡量するという立場を示したのである。

ナチスは中絶を解禁した。1935年改正断種法により、「医学的適応」と「優生学的適応」による中絶を認めたのである。しかし、女性の「自己決定権」容認ではない。優生学的断種は、断種法逃れで駆け込み妊娠した女性に中絶を強いるというものであった。子どもを確保するために、保健所は綿密な調査を行って中絶を監視した。ナチスの利害にかなった「健全子」（身体的に健康で、ナチスを支持するアーリア人）を国家が率先して保護し、その基準からみられる子を、親を基準にして生まれないようにする（断種・中絶）か、生きていることを暴力的に排除（安楽死）したのである。この場合、婚外子であっても、ナチスの価値観にかなったアーリア系の子は保護されたが、混血児や非アーリア系の子は排除された。

（3）「未出生の生命」の保護

◆**「未出生の生命」と女性の「自己決定権」** 戦後ドイツでは妊娠中絶の是非をめぐる激論がかわされた（水戸部2008）。憲法裁判（1975年第一次墮胎判決、1993年第二次墮胎判決）により、女性には「人格発展権」（基本法2条1項）により自己決定権が認められるが、「未出生の生命」もまた「人間の尊厳」の担い手であり、その保護は妊婦の自己決定権に優先すると判断された（『ドイツ憲法判例I』『同II』）。1990年の東西ドイツ統一後、両国で異なる中絶法の統一をめぐる国民的激論がかわされた。1995年中絶法は、中絶を

希望する妊婦にカウンセリングを受けることを求め、自己決定にもとづく中絶（妊娠 12 週まで可能）と、強姦や医学的理由などにもとづく中絶とを差別化した（前者は保険適用外、後者は保険適用）。

◆「人間の尊厳」 中絶論争がおこっていた 1970 年代、出生前診断技術が開発され、ドイツでは急速に利用が拡大した。出生前診断の擁護にあたってナチスを彷彿とさせるような優生学的算術（障害者扶養のコスト計算）を記した論文が学界で賞をとり、高学歴女性たちが診断を歓迎したのである（三成 2011:177）。このころ選択的中絶を批判する論調は弱く、サリドマイド薬禍のせいで、中絶要件として「胎児条項」（胎児が障害をもっているときに中絶可能）すら盛り込まれた。1982 年、ドイツでも体外受精が成功すると、「未出生の生命」の「尊厳」をめぐる議論が活発になる。

1990 年、世界でもっとも厳しいバイオテクノロジー規制法の一つと言われる胚保護法が成立した。同法は、胚（受精卵）を「人間の尊厳」の担い手とみなし、余剰胚（体外受精時に子宮に戻されなかった胚）の利用や着床前診断、代理母、クローン胚の産生などを厳しく規制・禁止したのである。こうした規制の歴史的背景に、ナチス優生法制の悲劇があることは言うまでもない（三成 2011）。

◆生殖補助医療の利用制限 生殖補助医療の利用者には制限がある。連邦医師会 1985/88 年指針は、体外受精の利用は法律婚カップルに限定されるとした。同 2006 年指針は、同性カップル、独身者に対してなおも生殖補助医療の利用を認めていない。子の福祉への「配慮」である。異性愛カップルこそ親として望ましいという価値観が根強くのこっている。

おわりに

「保護／遺棄」の選別基準や遺棄要因について考えると、貧困や飢饉はいつの世も変わらぬ最大の遺棄要因であった。しかし、それ以外の選別基準や遺棄要因は、各時代の社会規範に影響されながら、ゆるやかに変容してきた。家父長の遺棄権が認められていた古代社会では、身体的障害や性別（男児選好）といった子自身の属性による選別が優越していた。中世～近世のキリスト教社会では、親の婚姻関係に基づく選別（婚外子差別に由来する嬰兒殺）が際だつ。19 世紀末以降、優生学・遺伝学が発達すると、欧米各国で親の遺伝的特徴に基づく優生学的選別（断種・中絶）が合法化された。ナチスは障害児の大量安楽死にまで手を染めた。1970 年代以降、生殖の自己決定権は憲法上の基本権（プライバシー権）として保障されている。子は「生まれる」ものではなく、母や親が「産む／産まない」ものとなった。「産む／産まない」の決定にさいしてとられる選別基準は、遺伝的障害であったり、性別であったりする。

現在のバイオテクノロジーは、子の「保護／遺棄」のあり方をさらに大きく変えつつある。選別基準が変わったのではない。選別場面と選別手法が変わったのである。いまや先端医療が「望ましい子／望ましくない子」の選別に介入して、「望ましくない子」の選別的遺棄が「医療化」し、「望ましい子」の「創出」すら可能になりつつある。

前者をよくあらわすのが、「望まれずに生まれた子」に関する訴訟（「損害としての子」訴訟）である。不妊治療が失敗した場合や、遺伝カウンセリングや出生前診断の誤りあるいはそれらが実施されなかったために障害児が生まれた場合に、親が医師に対して損害賠償（子の扶養料を含む）を請求する訴訟をさす。欧米諸国のみならず、日本でも起こって

いる。たとえばドイツでは、裁判で損害賠償支払いを命じられた医師たちが、子を「損害」とみなすのは「人間の尊厳」を保障した基本法に反するとして、憲法異議を申し立てた。しかし、1997年、連邦憲法裁判所は、「損害」は子の存在自体ではなく、子の扶養に関わるものであるため、違憲ではないと判示した（『ドイツ憲法判例Ⅲ』1-6、三成2011:178）。

後者については、受精卵段階での遺伝子の人為的操作が問題となる。美容整形やドーピング・向精神薬などの「エンハンスメント」（増殖的介入＝広義には、ドーピングや美容整形、向精神薬服用などを含み、狭義には、遺伝子治療やクローン技術、受精卵（胚）段階での遺伝子操作などをさす）はすでに広く行き渡っており、遺伝子操作による「デザイナー・ベビー」やクローン人間作成などの「狭義のエンハンスメント」も現実味を帯びている。しかし、エンハンスメントは根源的な障害者差別につながる。

婚姻の多様化にともない、欧米社会では婚外出生のスティグマは解消されつつある（日本はまだ対応できていない）。一方、医学が発達するほど多くの遺伝病が発見されるようになり、また、それらの遺伝病・遺伝的障害、胚・胎児段階で発生した障害についての診断精度が上がるにつれ、「リスク」回避志向も強まっている。つまり、障害・病気については、どの時代にも増して遺棄の範囲が拡大しているのである。しかも、遺棄は出生前化し、「出生前遺棄」は、「遺棄の痛み」を意識させない手段として歓迎されている（嬰兒殺・嬰兒遺棄よりも墮胎・中絶が望ましく、中絶よりも胚廃棄が望ましいという考え方）。しかし、ドイツやフランスのように、胚や胎児などの「未出生の生命」もまた「人間の尊厳」をもつ主体として保護されるべきと考えるなら、「彼ら」の遺棄については厳格なルール作りが必要となる。残念ながら、日本では生命の始期についての議論が不十分であり、「未出生の生命」に関する「保護／遺棄」のルール作りは著しく遅れている。出生後の子と「未出生の生命」の「保護／遺棄」を連動させながら議論を深めることが求められる。

【引用文献】（下記以外は、三成[2011]、三成[2010]、三成[2005]の文献リスト等を参照）

Adams, Mark B. (ed.) [1990], *The wellborn science: Eugenics in Germany, France, Brazil, and Russia*, Oxford (佐藤雅彦訳[1998]『比較「優生学」史—独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』現代書館)

Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einf. von Hattenhauer, H. und einer Bibliographie von Bernert, G., 3. erw. Aufl., Neuwied / Kriftel / Berlin 1996
HRG=Handwörterbuch der Rechtsgeschichte. 5 Bde., 1992

Kant, I., *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, Königsberg 1797 (ND 1970) [(加藤新平他訳[1979]「人倫の形而上学」野田又夫編『世界の名著 39—カント』中央公論社)

Klee, E. [1985], "*Euthanasie*" im NS-Staat: die "Vernichtung lebensunwerten Lebens", Frankfurt/M. (松下正明監訳[1999]『第三帝国と安楽死—生きるに値しない生命の抹殺』批評社)

Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich. Bd. IV. Familienrecht. Amtliche Ausgabe, Berlin/Leipzig 1888 (ND 1983)

Radbruch, G. (Hg.) [1951], *Die Peinliche Gerichtsordnung Karls V. von 1532 (Carolina)*, Stuttgart (塙浩訳[1992]「カルル五世刑事裁判令（カロリナ）」同『西洋法史研究4』信山社)

Schwab, D. [1986], *Familienrecht*, 4. überarb. Aufl., München (鈴木祿弥訳[1986]『ドイツ家族法』創文社)
アリストテレス (山本 光雄訳) [1961]『政治学』岩波文庫

市野川容孝[2000]『身体／生命』(岩波書店)

市野川容孝[2006]「隔離される身体」(荻野美穂編『身体をめぐるレッスン2：資源としての身体』岩波書店)

ギャラハー、ヒュー・G (長瀬修訳) [1996]『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』現代書館

小俣和一郎[2002]『近代精神医学の成立－「鎖解放」からナチズムへ』人文書院

小俣和一郎[2005]『精神医学の歴史』第三文明社

『ザクセンシュピーゲル・ラント法』[1977] (久保正幡／石川武／直居淳訳) 創文社

『西洋法制史料選(1) 古代－久保正幡先生還暦記念』[1981] 創文社

『西洋古代史料集』[1987] (古山正人他編訳) 東京大学出版会

佐藤篤士訳[1969]『LEX XII TABULARUM 12 表法原文・邦訳および解説』早稲田大学比較法研究所

ショーター、エドワード (木村定訳) [1999]『精神医学の歴史－隔離の時代から薬物治療の時代まで』青土社

ショット、クラウドディーター (三成美保訳) [1995]「啓蒙主義における婚姻目的をめぐる議論」(『法学雑誌』41-3)

トロンブレイ、スティーブン (藤田真利子訳)『優生思想の歴史－生殖への権利』明石書店

ビンディング、K./ホッヘ、A. (森下直貴／佐野誠訳) [2001]『「生きるに値しない命」とは誰のことか－ナチス安楽死思想の原典を読む』窓社

前田達明編[2004]『史料民法典』成文堂

ミッターイス、ハインリッヒ (世良晃志郎／廣中俊雄訳) [1961]『ドイツ私法概説』創文社

三成美保[2005]『ジェンダーの法史学－近代ドイツの家族とセクシュアリティ』勁草書房

三成美保[2010]「ドイツ近代法の形成とジェンダー言説」早稲田大学比較法研究所編『比較法と法律学－新世紀を展望して』成文堂

三成美保[2011]「戦後ドイツの生殖法制－『不妊の医療化』と女性身体の周縁化」服籐早苗／三成美保編『権力と身体』明石書店

本村凌二[1993]『薄闇のローマ世界－嬰兒遺棄と奴隷制』東京大学出版会

吉野悟[1976]『ローマ法とその社会』近藤出版社

二文字理明／椎木章編著[2000]『福祉国家の優生思想－スウェーデン発強制不妊手術報道』明石書店

ル・ジャン、レジヌ (加納修訳) [2009]『メロヴィング朝』白水社

フランス近代児童保護史をめぐる研究状況 —「社会統御」をめぐる問題を中心に—

岡部造史（武蔵野大学非常勤 [報告時]。現熊本学園大学）

それでは報告を始めさせていただきます。岡部と申します。このような機会を与えていただき大変光栄に思っております。私の話は時代的なスパンがそんなに長いわけではありません。一応、「近代」と書きましたけれども、19世紀から長くて20世紀半ばくらいまでの話です。題名は「フランス近代児童保護史をめぐる研究状況」と書いたのですが、実のところ、私がこれまでやってきた内容を主にまとめたものです。特に私の関心に即して「社会統御」の問題を中心にまとめました。

はじめに

私はフランス近代の児童保護・児童福祉の問題を研究しております。これは留学時に始めたもので、10年くらい経ちます。きっかけは、フランス北部のリールに留学するまでは地方制度改革をやっており、留学先でも都市レベルでの社会政策をみていくつもりだった。ところが、指導教官の先生と話した時に、それは修論のテーマだ、そういうことをやるよりも社会政策全体の中で内容を絞って、たとえば「子ども政策」について県レベルでいろいろ比較することをしたほうがいいんじゃないかと言われました。そのとき初めて「子ども政策」—これはフランス語の言い方で、実質的には児童福祉政策、児童保護政策を指す言葉と言えます—という語を聞きました。それまではそんなテーマは考えていなかったので、2週間くらい考えました。結局、それをやることにして、以来、児童福祉・児童保護の問題をやってまいりました。

近代の児童保護史をみる視点

近代の児童保護史をみる視点として私なりに考えてきたこととお話いたします。非常に単純な話ですけれども、近代社会の「権力」や「統治」という観点から捉えるアプローチがある程度有効なのではないか。ここでいう近代社会の「権力・統治」というのは、後でお話するいわゆるフーコーの権力論です。それによれば、近代社会は人々の生が保護され奨励されるという社会とされるけれども、それは同時に、人々の生きることが管理される。近代以降の権力は保護と管理という二面性をおそらく持っている。子どもというカテゴリーは、そういった近代の権力が行使されるもっとも典型的な場ではないかと考えております。フランスの場合ですけれども、19世紀末以降、子どもは権力の対象で、さらに「政治的な賭けの対象」として全国的な政策の中で議論されるに至る。これはペローという研究者が言っている内容です。このような観点から近代の児童保護史をやるということは、子どもの歴史について新たなアプローチの可能性を開けてくれるのではないかと考えております。これについて示唆を受けたのが、沢山美果子先生の「保護される子どもの近代」という論文なのですが、そこで沢山先生は、日本について子どもの近代史をみる際に、これまで保護される子どもということで、一つは学校などの場での「規律化」・「国民化」される子どもがみられてきた。もう一つが、家族の中で保護される子ども、こういったもの

について明らかにされているけれども、それだけでは子どもにとっての近代は明らかにならないとして、捨て子の問題を取り扱っておられます。フランス史についていうと、子どもの歴史は一つには教育史の領域です。初等教育史の中でこの問題はよく扱われており、相当な成果があがっている。しかし、児童保護を取り上げることによって、それとは異なる形で、子どもの規律化や国民化の問題のありかたが明らかにできるのではないかと考えています。

研究上の困難

実際に児童保護についての研究をやっていると、特にフランスの場合に顕著な気がするのですが、研究上の困難がどうもあるような気もしています。それは一つに対象の捉えづらさがある。つまり、「教育」であればイメージがわかりやすいかなという気がするが、「保護」というと、保護の問題がいろんな場面で出てくる。保護の内容は、子どもがどのように困っているのかによって千差万別で、たとえば捨て子の問題ですとか、児童労働の問題ですとか、乳幼児の健康の問題、それから保護ということになると虐待を受けた子ども、犯罪を犯した子どもの保護という話も出てくる。具体的にどこまで含めたらいいのかが、実は私の中でも完全にまとまてはいないような状態です。ですから、教育史と比較した場合に、固有の困難があるように思われます。こういうことを考えているのは自分だけかと思っていたら、首都大学東京で社会福祉学・ドイツ障害児教育史・社会事業史をやっておられる岡田英己子先生が同じようなことを論文の中で書いておられますので、そのあたりは一般的に言えるのかなと感じます。教育と比べた際に、法や福祉の具体的な形態について捉えづらさがあるのではないかと。しかもフランスの場合、現在も福祉や児童保護とが政策面で単一の法体系に含まれていないという問題がある。つまり児童福祉法や児童保護法といった包括的な法が存在しなくて、いくつかの法体系に分かれているということです。

研究状況をどのように捉えるか

こういった問題状況を反映してか、フランスの場合、児童保護史について包括的な研究が実は欠如している。日本語の研究はもちろんありませんし、フランス語に関してもない。デセルティエヌの1999年の論文、ヴァッスールの99年の著作といったものがあるのですが、これらもちょうとした包括的研究というものといえない。これに対して、例えばイギリスの社会福祉史のなかでの児童福祉史については、私が知っている限りではハリー・ヘンドリックという研究者の、その名もずばり”Child Welfare”という著作がある。そういった状況に比べると、やはり研究の欠如がみられるように思われます。

児童保護の研究状況をどのように捉えるかという際に問題になってくるのは、研究対象の分散です。例えば捨て子に関する研究、乳幼児保護の研究、児童労働や犯罪を犯した児童についての研究というように、分散して論じられる傾向が見られるわけです。そこでとりあえず、本報告の趣旨としては、このような個別分散的な研究状況にたいして、報告者のこれまでの研究を踏まえつつ、社会統御の問題を軸としてフランスの近代児童保護史研究の論点を整理してみようという風に考えております。

I. フランス近代児童保護史の概観（19世紀～20世紀半ば）

まず第一に、19世紀から20世紀半ばまでのフランス近代児童保護史について私なりに概観してみることにしました。言葉の問題としてことわっておきたいのは、「児童保護」という言葉はフランス語にもあります。protection de l'enfance です。それにたいして、「児童福祉」を指す言葉として、politique de l'enfance、訳すと「子ども政策」という意味になるのですが、こういう用語がある。ただ論者によっては「社会の」という言葉を付けて politique sociale de l'enfance = 「子ども社会政策」という言い方をする場合がある。ただし「児童福祉」という、それ自体をあらわす言葉はありません。英語で言うところの child welfare という言葉がない。

①第三共和政以前-捨て子保護以外は「自由放任」

フランス近代児童保護史を見ていく際に、三つの時期に区分できるだろうと思われまふ。まず、第三共和政という1870年にできた体制以前、つまり19世紀の最初の三分の二くらいの時期についてみてみると、捨て子保護以外は自由放任状態であった。この時期は、全国的な捨て子あるいは孤児の保護システムが設置された時期ということになります。

1811年、すなわちナポレオンの時代に政令が設けられて、各郡の養育院による捨て子および貧しい孤児の受け入れが法律で定められます。しかも各養育院には回転箱の設置が規定される。これは木の丸い筒の片方をくりぬいて、そこに赤ん坊が入れられるくらいのスペースを作り、これを養育院の壁に設置する。子どもを捨てに来た母親が外側からその筒のくぼみに赤ん坊を入れて紐を引っ張るとベルがなり、内側にいる養育院の女性がその木の筒を反転させて、くぼみ部分を壁の内側に引き入れて子どもを受け取る。要するに、今でいう赤ちゃんポストと同じ原理で、捨てに来る側が身元を明かさずに捨て子ができるという装置です。こういったものの設置が義務化される。この結果、19世紀前半になると捨て子数が増えるわけですが、それは結局、財政の側が支えられなくなって、19世紀半ばに回転箱の廃止が打ち出されていきます。その代わりに、捨て子させない処置ということで、未婚の母親に対して育児援助をする制度が設けられます。

捨て子に関してはこのようなシステムができてきますが、もう一つこの時期に問題になるのが児童労働の問題で、1841年に児童労働法ができる。これは八歳未満の子どもの労働を禁じるものですが、適用範囲が狭く視察官が設けられなかったために、実際にはザル法であったと評価されています。公的児童保護がこういった状況にある中で、慈善事業による児童保護がこの時期行われていた。大半が修道会系の施設ですけれども、これは公的扶助の補完を行っていた。ただし、これもかなり不十分であったとされています。

②第三共和政期（1870-1940）-児童保護政策の本格化

児童保護政策が本格化するのは、第三共和政の時代です。1870年から1940年です。その背景になったのが普仏戦争での敗北です。ここで問題になるのが国の人口の問題。人口が少ない、国力が少ないためにドイツに負けたということが問題になる。しかも領土を一部取られたので、人口問題がこの時期に一時クローズアップされて、国政レベルで児童保護が問題になります。

1870年代から通常の家計の外に置かれた子どもの保護がまず行われる。児童労働規制については、1841年の法律が改正されて改正児童労働法（1874年）が制定され、これで適用

年齢が引き上げられます。巡業児童労働法（1874年）というものも出されますが、これはサーカスなどの危険な職業で働かされる子どもの労働を禁止するものです。それから、乳幼児保護法（1874年）が同時期に制定されますが、これは乳幼児一般ではなく、家庭外で育てられる子ども、里子に出される子ども、こういった子どもを保護する法律です。この時期にはこれ以外に子どもの司法的保護ということで、児童虐待や少年犯罪に関する保護が行われます。児童保護法（1889年）では、裁判所が、虐待された子の親の親権剥奪を行えると定められます。児童虐待処罰法（1898年）では、虐待された子どもと犯罪を犯した子ども、この両者は結局家庭に問題があるためにそういうことが起こるとして、同じカテゴリーに含めて保護対象にされる。こういった子どもを、民間や公的な扶助機関が保護することが定められています。さらに、少年裁判所法（1912年）ができて、少年が犯罪をおかした場合に監獄に入れるのではなく、少年裁判所で判断されて、保護という形、例えばよその家庭に預けられるなどの措置をとることが可能になってくる。1935年になると生活に困窮したあらゆる子どもの保護が、政令によって規定されます。

第一次大戦前後からは、通常の子どもの保護が問題になってくる。1913年に、さきほどの三成先生の話と関係してくるかもしれませんが、産時休暇法ができて、胎児段階における子どもの保護が定められます。それから多子家族救済法（1913年）—これは四人以上の子どもをもつ家族に対して手当を渡す法律です—が1932年に家族手当法に帰結することになる。

この時期には同時に、民間団体が政策に取り込まれて位置づけられます。1901年結社法というのがありまして、フランスの場合、民間団体の結社の自由が19世紀にはなく、ある程度以上の規模の結社を作るには認可が必要だったのですが、1901年に初めて結社の自由が定められる。こういうことがコンテキストとしてあげられるかと思います。

③第二次世界大戦後—福祉国家の中の児童保護

最後に、第二次世界大戦後に福祉国家ができますが、この中でも児童保護システムが整えられて、結局、複数の法体系からなるシステムになります。例えば、乳幼児保護は乳幼児保護に関する制度ができる。母子保護システムが1945年にできます。通常の子どもの保護については、これは有名な家族給付という形で実現をする。何らかの困難に直面した子どもについては、児童社会扶助という言葉を用いて別の法律で規定される。このように、三つくらいのシステムが並列する形になって、これが基本的に現在まで至っている。

II. 児童保護史をめぐる研究状況

II-1. 近代児童保護史の問題化—キーワード＝「社会統御」

次に、児童保護史をめぐる研究状況について論じますが、近代児童保護史の問題化ということで、ここではキーワードとして「社会統御」をあげておきたいと思います。

起点としてはアリエスの「子ども期」の発見についての著作（『〈子ども〉の誕生 アンシアン・レジーム期の子どもと家族生活』）があげられます。アリエスの著作などの影響を受けて、1970年代後半に「児童保護＝社会統御」という主張が出てくる。ここで参照系となったのがフーコーの「生—権力」論の影響です。彼は、よく知られているように、前近代の権

力が人々を殺す権力であったのにたいして、近代の権力はこれを生かす方向で働く、と言う。これは「保護する」と権力と言い換えてもいいかと思えます。この「生-権力」論を児童保護に適用する試みが、ドンズロやメイエという社会学者によってなされます。児童保護は、児童の保護そのものが目的というよりも、支配階層が民衆層の家族を管理する手段、支配階層が「子どもへの配慮」という価値観を持ち出してきて、それによって家族をコントロールする手段として機能したという話が出てくる。こういった「児童保護=社会統御」という捉え方が、その後、定式化されていくことになる。たとえばペローという人が1989年に出した「私生活と政治」という、日本での講演を論文化したものがあり、日本では阪上孝先生が1999年に『近代的統治の誕生—人口・世論・家族—』（岩波書店）を書かれています。ペローによると、子どもこそが「生-権力」が展開される場であり、国家は子どもを通して家族を監視し、さらには改造しようとする。また、阪上先生は、19世紀に子どもへの配慮によって家族が再編され規格化される、児童保護の過程はこのように捉えられる、と主張される。

もちろん「児童保護=社会統御」論はある種単純な議論であることには間違いないので、当然、批判も出てくることになります。例えば、児童保護政策におけるほかの要因に着目するものとしては、クセルマンが社会統御だけではなく人道主義的な関心も政策にあったのではないかと指摘している。あるいはフランスの研究者であるロレ=エシャリエは、乳幼児保護政策に関する非常に大部の著作を残した方ですが、政策展開自体の複雑さを指摘している。結局、児童保護における社会統御の側面を否定する研究は見られないというか、そこまで否定されてはいない。

II-2. 社会統御をめぐるいくつかの論点

社会統御ということ自体は、福祉政策一般についてかなり前から言われているものですが、以下では、社会統御をめぐる問題について私がどのように取り扱ってきたのか、いくつか紹介させていただきたいと思えます。

① 支配階層の論理

一番目の問題として支配階層の論理があげられる。すなわち、児童保護を単なる社会統御戦略の制度化として捉えていいのかということです。最近、田中拓道という方がフランスの福祉国家形成史について思想的側面から体系的に取り扱った著作（『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』人文書院、2006年）を出されましたが、そこでは、社会政策をめぐる支配階層の論理が単一の権力の戦略としてあったのではなく、支配階層内部にも論理の対立があったのであり、そういったものをはらむ形で福祉国家は形成されてきたと述べられています。一方、クセルマンも児童保護をめぐる為政者間の議論の対立を指摘しています。ただし、ここでは議論の内容や対立の結果については明らかにされていない。

それに対して私は、19世紀末の「不幸な子ども」と呼ばれる子どもたちの保護をめぐる為政者の論理を2007年の論文（「フランス第三共和政における児童保護の論理—「不幸な子ども」をめぐる議論を中心に—」『メトロポリタン史学』第3号、2007年）において検討しました。「不幸な子ども」とは捨て子と虐待された子ども、そして親から放置された子どもたちを指す言葉として当時使われたものです。19世紀末に、こういった子どもたちを保

護する措置として 1889 年児童保護法、1898 年児童虐待処罰法ができたわけですが、その際の議論を分析しました。そこでわかったことは、児童保護拡大が必要であること、あるいはそのためには私生活への介入が必要であるという点については、為政者間に広範なコンセンサスが存在した。ただ児童保護の具体的方式については、大きく二つの論理が存在した。一つは児童保護推進派の論理。こういった人たちは、児童保護を推進するにあたって公権力だけで進めるのではなくて、慈善事業との密接な協力関係を志向していたと考えることができる。これはある程度は実現するが、実際にはもう一つの論理、議会多数派の論理があり、こちらは公的扶助システムのみで何とかしようとして、公的扶助システムの改革のみを主張する。慈善事業では教会の影響力が強かったのですが、第三共和政は教会と関係が悪く、慈善事業を持ってくると教会の影響力が強くなるということで、教会が家庭に入ってくることに反対をする。この二つの論理が対立して児童保護政策が形成されていった。社会統御戦略の内容をめぐる複数の論理対立が内包されていたわけです。

②社会統御の性格

二つめに社会統御の性格の問題です。要するに社会統御、支配階層が民衆層をコントロールしたとってしまうと非常に簡単な話ではあるけれども、その内容や変化はどうであったのか。これについては乳幼児保護政策に関するロレ＝エシャリエの問題提起がある。

彼女は、乳幼児保護は時代が経るなかで妥協や再検討を繰り返す、「ひとつの複雑な社会的なプロセス」であるということを著作の冒頭のところで言っている。当たり前の指摘といえなくもないのですが、このような指摘を受けて社会統御の性格の変化について考えてみると、これまでも中央で設定された政策と地方での実施との差異についての指摘がありました。これはリンチという研究者が 19 世紀前半の捨て子政策とか、児童労働政策について指摘している。しかし、社会統御の性格の変容にたいしてはあまり関心が現れてこなかったように思われます。

そこで私は 2004 年の論文（「フランスにおける乳幼児保護政策の展開（1874-1914 年）—ノール県の事例から—」『西洋史学』第 215 号、2004 年）と 2005 年の論文（「フランスにおける児童扶助行政の展開（1870-1914 年）—ノール県の事例から—」『史学雑誌』第 114 編第 12 号、2005 年）で地方レベルでの児童保護政策の展開を扱いました。具体的には留学していたフランス最北部ノール県をフィールドにしました。児童保護政策が本格化する 1870 年代の児童保護の社会統御は、主に民衆家族の道徳化に向けられていた。そこでは、捨て子をさせないとか、里子、小さい子どもをよそに預けるといったことをあまりさせないという規制的な方向で社会統御がなされていた。ところが、1890 年代に状況変化が起こる。これは、一つには人口問題が深刻化したことと関連しています。フランスでかなり早くから人口増加率の減少が進んだことはよく知られていますが、1890 年代に深刻化した。出生数が死亡数よりマイナスになる年が出てくる。他方で、19 世紀後半から医療技術の進展が進み、児童保護のありかたが変わってくる。その結果、児童保護において家族秩序の維持よりも子どもの生命と健康を維持することを優先する動きが出てくる。そこでは、社会統御のありかたが、家族の道徳的規制から、より日常的なあるいは自発性に基づくものへと変化することになる。乳幼児保護政策についていうと、それまで 1874 年の法律に従って主に里子規制が行われていった。医師を派遣して家庭を見回らせるといったことをやっ

ていたわけですが、90年代以降、乳幼児検診という形がとられている。これは、人々が自分から子どもを医師のもとに連れて行って検診を受けるというスタイルに切り替える。いわば自発性に依拠したやり方に変わった、ということができる。あるいは捨て子規制にかえて家庭内の子どもの養育に対する援助が行われる。捨て子という非日常的なものの規制ではなくて、母親が子どもを育てるという日常的な部分への援助という形で関与するやり方に変わっていく。

③社会統御の担い手

三番目として、社会統御の担い手に関して考えてみました。従来の社会統御論には担い手の多様性という視点があまりみられなかった。フーコーの権力論は「権力の遍在」を言っているので、あらゆるところに権力装置があることは前提になっているけれども、担い手の多様性というか差異というか、そういったものに対してはあまり具体的に検証がされなかったように思われます。

これに対して近年のフランス近代史研究の動向を見ると、たとえば地方自治体や民間団体（アソシアシオン）への着目が見られる。こうした動向を受けて、児童保護における地方自治体と民間団体の役割を見てみました。まず、児童扶助行政、つまり捨て子などの保護における県当局のイニシアティブを検討してみました。県というのはフランスの自治体ですが、そのイニシアティブはこれまであまり注目されてこなかったけれども、実は、捨て子などの保護については20世紀初めまで法制度上、県議会に決定権が与えられていた。実際、現場では県当局のイニシアティブがかなりみられる場合があって、場合によってはそれが政策そのものに影響を与える場合もありました。例えば、1904年に公的扶助で県当局が預かった子どもを矯正学校という、普通の学校とは別の教育システムに組み入れる法律ができますが、その際も国のイニシアティブよりも県から主張してきたということがありました。全国レベルの児童保護政策も、結局、地方レベルの実践を補完し調整するという役割があったのではないかと考えられます。

他方、民間の慈善的な児童保護事業の位置についても考えてみました（「19世紀フランスにおける慈善児童保護事業—1881年孤児院調査を手がかりとして—」『生活科学研究』（文教大学）第29集、2007年）。19世紀には民間の事業と公的扶助との補完関係がみられる。しかし19世紀末くらいまでは、それが自立的・自発的な補完関係にあった。民間団体は法制度の中に位置づけられていたわけではないので、法律の外での補完関係だったわけですが、19世紀末に児童保護政策において民間団体が法律の中での位置づけを与えられるようになると、それが結局、上から管理された補完関係になっていく。ただし、19世紀末以降こういった管理された補完関係が維持されるのかどうか疑問をもち、19世紀末から20世紀前半の「支援協会」（特に、犯罪を犯した子どもの面倒をみる協会）の活動を検討してみました（「19世紀末から20世紀前半のフランスにおける民間児童保護事業—ノール県児童支援協会の活動を手がかりとして—」『生活科学研究』（文教大学）第32集、2010年）。そこでわかったことは、この種の団体は、政策の中に位置づけられつつも、地方社会のニーズに応える形で一定の自律性を維持していたということです。第一次大戦前までは、これらの支援協会は政策によって任された子どもだけではなく、例えば児童支援協会といいながらも大人の支援もやっていたり、あるいは国を越えた国際的支援に色々と取り組んだ

りと、かなり多様な活動をやっていた例がみられました。第一次世界大戦後の戦間期になると、これらの団体は政策が指定する子どものみを受け入れるようになっていきますが、事業の人的構成面を見てみると、もともと法律家がつくる例の多かったこの種の協会でも、時間が経つにつれて地方名士が団体の幹部職に就く例が増えていく。人的構成の面で地域的性格が強化されるといえるのではないかと思います。

おわりに

おわりに、児童保護における社会統御のありかたについてわかったことをまとめると、一般的に言われてきたように、たとえば、阪上先生が言われているような、子どもへの配慮を通して家族が再編され規格化される過程という言い方だけでは歴史的イメージとしては不十分ではないかと考えます。まず支配階層のレベルでも社会統御戦略の差がかなりありましたし、社会統御が民衆家族にのしかかるだけではなくて、結局、地域社会の状況などによっていろいろと変化をしていく。そこには多様なアクターが加わっていく。アクター間の関係が非常に複雑なものになっていったので、結局、近代の児童保護について社会統御が行われたとしても、あるひとつの意図や戦略が拡散しているというよりも、むしろ意図せざる形でそういった結果が生じたともいえるのではないかと考えています。

最後に最近の児童保護史研究についてですが、たとえば捨て子の問題などでも、保護された子どもそのものへの関心、子どもを取り巻く環境への関心が強まっています。これまでの捨て子研究は、子どもが捨てられた段階に主に焦点を当ててきたのですが、もっと長いスパンでその子どもが捨てられるずっと前から、捨てられて保護を受けてその子どもが成人するまでというように、かなり長いスパンで子どもの状況をみていこうというような関心が最近みられるようです。もう一つは、これはだいぶ前からありますが、民間の児童保護事業に関するモノグラフが近年いくつも出ています。そういった視点をとることで、児童保護のありかたをより具体的にみていこうという意図がある。これについては、社会統御という側面に照らしてどういうことが言えるかというのが今回論じられませんでしたので、紹介にとどめさせていただきます。非常に雑駁ですが、報告は以上です。

コメントと討論

高田実（下関市立大学）

「保護と遺棄」という言葉自体がもつ抽象性をどう捉えたらよいのか、このことを考えてみたいと思います。今日のご報告は、両極端で、岡部さんが実態から説明しようとしたのに対して、三成さんは法の世界の議論として発表されましたし、対象時期もかなり広く取られました。この二つのご報告に直接コメントするよりも前に、私としては「保護と遺棄」とは何かということが大きな問題であると感じています。「保護と遺棄」が、保護するか、遺棄するかという両極端で設定されていますが、その中間にある、保護でも、遺棄でもない状態とは何かという、中間の問題も大きいように思います。つまり、「保護と遺棄」の状態と、それ以外の状態をどう区別するのか、何が「保護」で、何が「遺棄」の状態なのかを明確にする必要があります。それと関係して、「保護」のもつ両義性の問題を考えなければなりません。保護は一方で安定を与えるけれど、他方では「社会統制」と表されるような、特定の規範による拘束を行うものでもあります。また、誰を包摂し、誰を排除するかという線引きの問題もあります。このような両義性の問題を含む込んだ上で、さらに「保護と遺棄」だけでなく、その間の領域をも含めて議論しないと、真の意味で「保護と遺棄」の問題を議論したことにはならないだろうと思われまます。

次に、「保護と遺棄」の具体的な方法を考えてみたいのですが、抽象的レベルではわかりにくいので、社会の実態のレベルからこれを考えてみます。私がずっと一貫して言ってきたのは、「個と共同性の関係史」ということです。この点は三成さんへの質問とも絡みます。三成さんは非常に長いスパンの報告をされましたが、そこでは、歴史の流れをどのように解釈されているのか。歴史の「進歩」や「発展」というものを、われわれどのように意識して問題を考えたらよいのか。とかく、近代になると「人権」が成立し、「個人」の自由が確立されるし、家族も古い縛りから解放される。こうして、非常にハッピーな近代の「進歩」が描かれがちなのですが、子どもを保護したり捨てたりする世界を考えた際に、はたして近代のほうがよかったのか、その前の社会のほうがよかったのか、そう簡単ではないのです。簡単に言ってしまうと、後者の一番の問題は、受け皿の問題だと思います。受け皿の共同体があるかどうか。共同体がみってくれば、家族がみなくても、個人が見なくてもそれでいいのではないか。まさに、世にいう「社会が子どもを育てよう」ということです。「私はみることができませんからお願いします」と言った時に、そこにいる誰かがみってくれる世界のほうがよい社会なのではないのか。極論すれば、死なないでいられるという観点からすれば、個人が「自己責任」で子どもを育てることを強られる社会よりも、共同体の縛りはあっても、社会全体で子どもを見る社会のほうがまだましだともいえます。ところが、「個人」や「人権」だけを最初にものごく厳格に規定して、「進歩」のモデルのように全体を組み立てようとする、矛盾にさらされて非常苦しいことになります。さらに、最近ではグローバリズムの中ですべての共同性が解体され、家族自体がますます機能しなくなる一方、個人も実は確立してないという状況にあるわけです。

そういうところまで考えたときに、いったい子どもを保護する、あるいは捨てるということについて議論する際に、どのような歴史的な発展を想定したらよいのだろうか、この

ことを考えてみたいのです。もうちょっとリアリティをもって言うと、「誰が」、「誰を」、「どのように」、「なぜ」捨てたり保護したりするのか、この問題を少し分節化して考えてみたいと思います。

岡部さんは、「誰が」という点で複数の主体があるとおっしゃった。皆さんは、主に国家をイメージされるでしょうが、当然、歴史的に見れば国家がやり始めたのはつい最近の話です。多層的な保護と遺棄の主体が、共同性のあり方に応じてあって、それが関係性を変えながら動いてきたということ、岡部さんはある時期を取り上げながらおっしゃったわけですね。

それから二番目に「誰を」のところでは、「子ども」が対象であることは前提なのですが、三成さんの報告からもわかるように、もはや「子ども」とは括れないわけです。「子ども」といっても、最初は身体障害をもったところから始まり、「子ども一般」に拡大し、最後は「胚」とか「胎児」を対象とするまでに広がる形で議論されてきているわけですね。このような「誰を」をめぐる変化がなぜ生じてきたのか、この点もしっかり把握しなければなりません。それから、今日はお二人ともあえておっしゃらなかったけれども、「社会的弱者」という際に、「女子ども」というように、つねに「女」と「子ども」をセットにして、自立的な交渉主体でないもの、つまり保護されるべきものとして想定する論理が作られている、という問題があります。このような保護の論理の立て方を見直す必要があるのではないかと思います。

「どのように」「なぜ」というところでは、さっきも言った共同体が大きな枠組みをつくっていましたが、この共同体に受け皿としてどれくらいのキャパシティがあるのかが大きな要因となります。キャパシティがある時は受け入れてきたわけですね。キャパシティがない時は切ってくる。だから、子どもを捨てるという場合には、個人が捨てるという話だけでなく、共同体の機能の限界によってその線引きがなされてきたともいえるわけです。さらに、共同体は歴史の文脈にあわせて再構築され、作り変えられる可変的なものであることも認識しておかなければなりません。つまり、共同体は固定的ではなく、積極的に自分たちで、それにもっとも適する共同体を創造していく面があります。共同体の積極的な構築がなされる時に、受け皿が引き受けることのできる「保護されるべき者たち」の質的、量的な境界線を自分たちで引き直すわけです。このような姿態転換をとげながら、共同体は自らの機能を維持してきました。その際に、共同体の法的な、理念的なあるべき方向性と、社会のリアリティとのギャップが独自の緊張関係を生み出して、歴史を動かしてきました。そういう点で、この中間領域にある共同体が、歴史の実態として、どのようなものであったのか、またそれがどのように変化してきたのか、ということが問題です。さらには、共同体の実態とあるべき姿をめぐる議論とのギャップが何を意味しているのか、この点にも注意が必要です。

三番目に、三成さんがご論文[「近代ドイツ法とジェンダー」 姫岡とし子、川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』ミネルヴァ書房、2009年；「ドイツ近代法の形成とジェンダー言説」、早稲田大学比較法研究所編『比較法と法律学—新世紀を展望して—』早稲田大学比較法研究所、成文堂、2010年]で書かれておりますが、ジェンダー秩序の組み込み方は、最初は公私二元的な法的市民社会型のジェンダー秩序であったものが、19世紀末から20世紀後半ぐらいまでに、公私二元型だけでも大衆市民型のジェンダー秩序に変わってい

きます。そして最近では、ジェンダー平等志向型の現代市民社会型現代秩序が組み込まれた社会になっていきます。

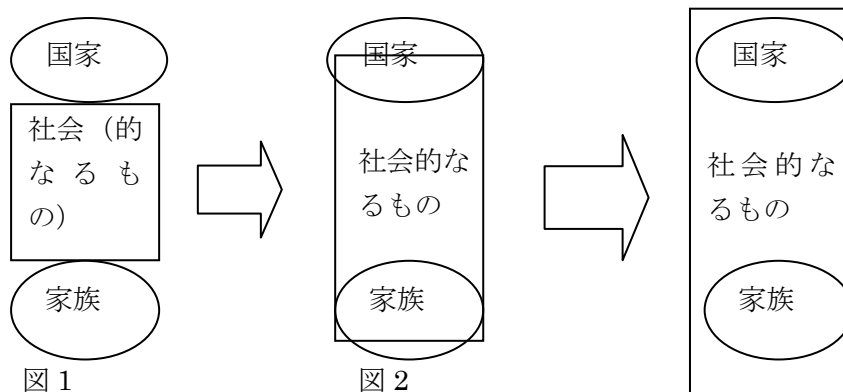


図 1

図 2

これを私の共同体論の中に落とし込んで考えてみます。少し図式的になりますが、図を用いながら説明してみます。まず国家と家族が両端にあって、その間に結社その他の様々な中間領域の共同性があります。この中間領域がいわゆる「社会」といわれるものですし、そこで生み出される共同性のあり方を単純化して「社会的なるもの」と表現することにしましょう。すごく大雑把に言えば、19 世紀には、この近代の「社会」は自律的に動いて、ここはここで勝手にやれという社会だった (図 1)。それが、20 世紀になるとこれが、「社会的なるもの」が覆う部分が拡大してきて、家族の領域や、国家の領域をも覆うようになってきます。図 2 が 20 世紀初頭のイメージです。そして、この「社会的なるもの」がすべての領域を覆うようになった時に、ある意味での社会全体主義が生じてきます。これをナチス的な社会のあり方といってもいいかもしれません (図 3)。

こうした形で考えてみると、20 世紀に入れば、「親密圏」なり「家族」の世界というのは本当に「私」の領域なのかどうか、わからなくなるのです。実は、「社会的なるもの」が国家、社会、家族の全体を覆い、しかもそれが「公的なもの」と等置されはじめる。「公的なもの」、場合によっては「国家的 (官的) なもの」が、「社会的なもの」という理由づけで、国家、中間領域、家族をすべて覆ってしまうようになるのです。もちろん、「社会的なるもの」が拡大することは、人々の生活の安定につながることもあります。同時に他面では人々の生活を規律化する側面をもつようになるのです。その意味で、「社会的なるもの」には両義性がありますし、それは避けて通れない問題なのです。プラスの面だけを切り離して、それを理念化することはできないのです。

別の言い方をすると、僕のイメージのなかでは、「社会的なるもの」がグラデーションをもって組織されているのです。こういう話になると、私の議論と三成さんの議論とは完全に一致してくるように思います。「社会的なるもの」が全部を包み込んでみると、プライベートなものが実は公的なものであり、社会も公的なものとなります。

われわれは、「国家的なもの」と「社会的なるもの」を分けて考えがちであり、最近の市民社会論では、「社会的なるもの」を再確立するのだという動きが非常に強いわけですが、実は「社会的なるもの」はグラデーションのようなもので、国家的なものを含みこむ時期と、そうではなくてやはり小さかった時期とがある。「社会的なるもの」はこのようなグラ

デーションの状態にあるので、いい面もあるけど危ない面もあるのです。つまり、「社会的なるもの」が両義性を持っている。開放的な側面と統制的な側面とを持っている。岡部さんはこの辺の議論のこの辺のところを強調されました。20 世紀になると、この両義性をもった世界が「私」の世界を含みこんでいく形になっていくと考えています。そうしたコンテキストの中で、「福祉国家」の統治性や統制性の問題も議論されているのだと考えています。

最後に、「いつ」という時間的な変化の問題があります。今日の報告では、三成さんの報告はスパンが長かったのですが、時期的な点でフォーカスすると、「20 世紀国家」、川越修さんの言葉でいうと「社会国家」をどのように問題化していくかという点で議論を限定したいと思います。なぜ「社会国家」というかという点、川越さんの定義によると、普通はドイツの福祉を目指した国家を指して「社会国家」と理解しているけれども、そうではない、とおっしゃるのですね。20 世紀的国家を描くために、ドイツに限定されないもっと広い幅の言葉として「社会国家」を使い直そう。そして、「福祉国家」はその一部だというわけです。このような議論の仕方は、私の議論の仕方とも合うので、そういうなかに今日の議論を位置づけていくと、おもしろいのではないかと思います。

私としては、個と共同性の関係性が移り変わりのなかで、主に 19 世紀末と 20 世紀が転換点にあったのだということ述べたい。そういう社会の変化の中で「保護と遺棄」というのを考えなくてはいけないのではないかと、個だけではなくて共同性の問題のなかに位置づけて「保護と遺棄」の問題を考えていく必要があるのではないかと、ということ申し上げたいのです。

【報告者との応答】

三成：どうもありがとうございました。いろいろ考えさせられるコメントをいただき、これからの課題がいっぱいできたなと思います。最後の「社会国家」について、さきほどジェンダー秩序の三段階論を紹介いただきましたが、そのうちの第二段階にあたる公私二元的対人的ジェンダー秩序を、基本的には社会国家期と重ねて理解しています。その次の段階ではグローバリゼーションに向かうと考えて、川越先生の使っておられる言葉を念頭に置きつつ、議論を組み立てているところです。そこで、公的なものと私的なものとの間に社会的なものをいれていくという場合、この「社会的なるもの」とは公共圏でしょうか、それとももっとちがうものなのでしょうか？

高田：一般的には「公共圏」の議論とされるわけですがけれども、それは実態としてはありえないというのが私の理解です。わかりやすく言えば、「ソーシャルなもの」と「パブリックなもの」の間が切れるという議論ですね。「市民社会」を理念化して捉え、ハバーマスの意味で「市民社会」が存在するという議論があるのですが、そんな理念的な社会というのは存在していないのではないかと考えています。もちろん言葉として「公共圏」とよんでもいいのだけれども、実態というのは理念的に描けないようなつながりを「公的なもの」、「国家的なもの」と持っているといいたいです。そこに、市場の問題が入ってきて、「社会的なるもの」も、「国家的なもの」も含めて、共同性一般を解体しようとするので、問題が二重に複雑になっているのです。

三成：後者の関係〔国家・家族・社会の関係〕については私も非常に興味を持って、以前からこれをどのように説明していくかを考えています。ナチスの時代には、家族も含めてすべて国家が統制すべきだと考えています。国家共同体、ナチスはこれを考えた。

これにたいして、19世紀前半の近代法形成期は、あえて公と私、国家と家族、私も含めてこれらをあえて分けることを意識した。このことを意識して説明していこうと考えたのが、19世紀前半だったと思います。しかし、実際にはそうはならなくて、やはり家族を国家から分離できないとして、家族を福祉政策の中に単位として取り込んでいく方向に視点を転換したのが、やはり社会国家であろうと考えております。

方法と受け皿がどう変わっていくのか、これ自体ものすごく大きな問題ですけれども、方法については、大きく考えて前近代には素朴な、あからさまな暴力で遺棄が行われた。殺すとか。けれども現在は、新しい時代になればなるほどこれが非暴力になる。しかも医療といった専門的技術によって遺棄が正当化される時代になっているので、遺棄という言葉を使わない遺棄のようなものが広がっている。そのあたりの問題をもう少し考えねばならないのではないかとという点が、最後の問題提起に関わってきます。

遺棄を意識しないで遺棄されてしまうし、個人も、遺棄を意識しないで遺棄してしまうから罪の意識もない。社会の側も、そういう人たちを排除することに対して、これは医療の技術発展だからハッピーなことじゃないかとして、遺棄を意識しないことになっている。このこと自体が非常に大きな問題なのです。なぜ私がこれをナチスと関連させて議論するかというと、ナチスの時代に考えていたのは、非暴力的なかたちで人を殺す、安楽死させる、あるいは人体実験に起用するといったようなことだったのですが、ナチスが夢見ていたことが今実現しているのです。今実現している「エンハンスメント」は、1970年代に政治的にはナチスを対極において自分たちを正当化するという政治的文脈で成立してくるものなのですが、私から見たら同じことをやっている。基本的には同じことをやっていて、いかに正当化しようともその中には非常に危険なものが含まれているので、それを抑制する論理がどのように成り立つのかを考えていかなければいけないと思います。「エンハンスメント」とナチス優生学をどうからめようかと考えているところです。

岡部：コメント、ありがとうございます。私の報告した児童保護は、特に19世紀末から20世紀前半に規模が拡大して、誰を保護するかという点でも、それまでは捨子とかそういったものだったのが、通常の子どもにまでも広がっていき、それに伴って国家というか、権力による社会統御の私生活への介入も広がっていくわけです。そうした動きは20世紀に向かって、国家・社会・私的なものが社会的なものとの関係の中で現れるようになる。

今回の報告のなかで私は、共同性の部分や民間団体のことを強調してお話ししましたし、最近、そういうところの研究を進めて論文でも書いたりしているわけですが、そういった20世紀の社会国家に向かって社会が動いているありさまは、けっして矛盾なく進んでいるわけではなく、結局、そこで社会的なものが社会全体を覆っていくにしても、いろいろの隙間というか、矛盾がある形で進んでいくのではないかと考えている。実際、ミクロレベルで資料を扱って具体的に見ていくと、実際に社会的なものが広がっていくとか、権利が広がっていくとか、結果的にそういう方向に行くのは間違いないが、いろいろ矛盾とか隙間とかがある中で、それぞれのアクターが意図しないような形で、結果的にそのようなこ

とが起こっていくのではないかと考えています。このことは、実証レベルではなくてもっと高次のレベルで言わなくてはならないといけないと思うのですが、そのところは今後の課題にしたい。

三成：保護の対象である弱者としての「女子ども」ということについて、確かにキリスト教会は、未亡人などを弱者として保護する理念をもともと持っていますが、「女子ども」が弱者として一体になって保護されるべきだという言説が強くなっていくのは、啓蒙主義以降であると思います。それ以前は子どもの問題は、基本的に父と子どもの関係で語られていて、それをあえて母と子どもの関係として、家庭の中に閉じ込める言説が出てくるのは、啓蒙から近代にかけてのことだと思います。ですから、「女子ども」とセットにして歴史を見ていくのは自明ではない。もしも、両者をセットにして語るというのであれば、それはそれで一つの文化の表れであって、西欧社会あるいはキリスト教社会はそうではなかったのではないかと私は思います。

高田：中間団体、あるいは中間領域の公共性が回っているうちは、国家にとっては余計なことをしないほうが楽なんですね。それらの団体に任せておく。イギリスの場合とはくに、19世紀の間は、アソシエーションであれ、地域団体であれ、いろんな中間団体に権限移譲しながら、社会を動かしていきます。ところが、19世紀末から20世紀にかけて共時的に、どの社会でもこれが回らなくなってくる。そういうときに国家が乗り出して、福祉なりいろんな政策が出てくる。社会が回らなくなってくるので、国家が介入しなければならなくなります。

それには二つの要因があって、一方では国家自身がそれを求めるし、他方ではこれまで社会の中で苦痛を感じていた人々が主体化して運動を起こしていきます。いま「子ども」を例に取って話せば、帝国主義の戦争を進める上で、兵士の体力低下が問題となるなかで、出産環境の改善、学校給食や健康診断の開始などの子どもの保護が、20世紀初頭に集中的に問題提起されます。他方、生活の苦悩を抱えた女性たちは自らが運動を起こし、参政権を求めて政治参加すると同時に、大戦間期には、その政治的な権利を用いながら、ミルク配給所の整備などの母子福祉を要求するようになるのです。こうした、上からと下からの二つのベクトルの合成のなかで現実に福祉国家が整備されていきます。

こうして、中間団体がどうしても回らなくなることで、この中間領域の機能の一部を、その理屈を延長した形で、国家が引き受け、国家が社会に介入しながら、福祉国家なり社会国家なりが作られます。「福祉国家」や「社会国家」が作られる際には、その形態はこの中間領域のあり方に大きく規定されてくるように思われます。

イギリスの場合は、ボランティア・ベース、チャリティー・ベースで進みながら、自分たちのところでできないという場合に国家が介入して、「保険社会」を作っていく。友愛組合で培われた相互扶助の国家バージョンを作っていくのです。また、チャリティーの国家バージョンは、所得の再分配ですよね。これは福祉国家においては、「強制」という要素を伴いながら、累進課税と公的扶助という形で実現するのです。

それに対して、スウェーデンはこれとは違う経路をたどります。第一次大戦前は、スウェーデンでも同じように中間団体に依存するような自由主義的なものを目指していま

したが、第一次世界大戦後には、この自由主義的モデルが破たんして、今度は社会民主主義的バージョンが色濃くなり、国家が拡大してこの中間領域を包み込むという転換が起こります。

子どもの保護と遺棄の問題についても、このような「真ん中」のあり方の強さ、弱さ、変化に注目することで、国家ごと、地域ごとの差異を考えることができるのではないのでしょうか。

[討論部分・文責橋本]

第2部

セッション「戦時体制下の障害児者の教育」 (若手部会企画・2010年10月31日)のまとめ

比較教育社会史研究会
「『子ども』の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」研究会
2010年春季合同例会の記録から

2010年10月31日、関西学院大学大阪梅田キャンパス

第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について

北村陽子（愛知工業大学）

はじめに

本報告は、福祉と教育の接合部分である戦争障害者（傷痍軍人）の職業教育について、第二次世界大戦中のドイツを例にその実情を示すものである。

戦争障害者 *Kriegsbeschädigte/-versehrte* とは、援護法に基づく公的支援を受けられる対象であり、「軍務中の負傷・疾病により身体・精神障害をもつようになり除隊したもの」を指す。彼らへの国家援護が問題となったのは、第一次世界大戦後であった。ドイツに限らず 1920 年代のヨーロッパ社会では、戦争による犠牲者は国家援護の対象と見なされたのである。

第一次世界大戦当時の援護内容は軍事年金だけであった。その年金額は、しかし生活の補助をするものにすぎず、戦争障害者の生活再建には社会的援護が必要であることは、すでに大戦中から議論されていた。ここでいう社会的援護とは、彼らの身体機能を取り戻すような医療支援（治療やリハビリ）のほか、社会生活に復帰するための就業支援（職業教育や就職斡旋）、移住支援などである。これら民間組織が行っていた社会的援護を組み込んで、戦争障害者の生活再建を規定した国家援護法が、1920 年に制定された。それを一つの指針として、ヴァイマル共和国期の除隊者に対して年金と社会的援護を含む軍事援護法も 1921 年に制定されている。ナチ期の 1938 年にはこれが国防軍援護法へと改正され、第二次世界大戦期の戦争障害者に適用された。

以下においては、まず第一次世界大戦中からの国家による戦争障害者援護の法制度の変遷を確認する。そのうえで、社会的援護の中核である職業教育のあり方について、二つの世界大戦中に形成・発展されたものを比較する。最後に、当事者たちの主張、彼らを取りまく社会の思惑を提示して、ドイツにおいて戦争障害者への職業教育がもった意味を考察したい。

1. 世界大戦期ドイツにおける戦争障害者援護法の変遷

第一次世界大戦開始期の戦争障害者に対する国家支援は、1906 年 5 月 31 日制定の軍事年金のみであった。年金は、将校や軍曹などといった軍隊内の階級に応じた基本年金額をもとに、障害の度合いに応じて支給された。この軍事年金は、生存保障を想定した額ではなかったため、彼らは障害の程度に応じて社会生活に復帰することを当然視された。このいわば「労働による自立」という方針は、平時における障害者への扶助を一手に引き受けていたドイツ身体障害者扶助連合 *Deutsche Vereinigung für Krüppelfürsorge* (DVK) が示した方法をもとにしたものである。このような民間のイニシアティブのもと、国家その他の公的支援の政策も方向づけられた。実際に社会生活に復帰するのに必要な治療やリハビリ、職業訓練や就職斡旋などの就業支援、また移住支援などは、おもに各自治体が個別に行なった。

国家目的のために動員された 150 万人以上の戦争障害者を含め 400 万を超えた戦争犠牲者への援護は、1919 年 2 月 8 日の法令第 1 条に基づいて、「各ラント、自治体および民間

団体の協力のもと、国が引き受けること」とされた。これを受けて1920年5月12日に制定された全国援護法RVGは、従来の救貧とは異なり、支援受給の権利を認めた福祉原則に基づく公的支援を定めた点で画期的であった。さらに軍事年金の査定方法も大幅に変更され、軍隊内の階級に関係なく、再就職のための労働能力がどの程度欠けているのかに応じて決定されるようになった。

他方で1921年8月4日には、同年1月1日以降に除隊したものに対する年金等を定めた軍事援護法WVGが制定された。ここでは軍務中の負傷者のみを対象とするわけではないため、社会的援護とくに職業教育に関する規定はなく、年金査定も軍隊階級に応じる戦前の方針を踏襲している。

ナチ党政権が1935年3月16日に徴兵制を再導入したあと、除隊者が増加することを見込んでWVGが改正された。1938年8月26日に国防軍援護法WFVGと改められたなかでは、軍務中の負傷がもとで除隊したものに対する年金査定の基準がより厳格にされた。それによれば、基本年金は3段階に分けられた障害手当と、軍隊内の階級に応じた手当からなり、再就職が不能と見なされた場合のみ労働不能年金AVUが支給されることとなった。また職業教育については、「移行期支援」と名前を変えて規定されたが、1920年のRVGに比べて新しい点は、その受講費用を国が弁済するという規定である。これらから言えるのは、開戦を十分に意識した国防軍援護法では、戦争障害者への援護の中心として、労働不能度が高かったとしても、「労働による自立」方針をそのまま受け継いで、再就職をすすめることが第一に考えられていたということである。

では除隊後の再就職を前提とした職業教育はどういったものであったのか。その点について、次に具体的な事例を見ていきたい。

2. 社会への再統合—戦争障害者への職業再訓練

第一次世界大戦中にもっとも多かったのは、陸軍病院Lazarettに併設された職業訓練コースで、これは各自治体、各軍管区が個別に設置するものであった。たとえばフランクフルト・アム・マインでは、自治体による職業訓練として、1915年以降、市の扶助局が市内の成人教育委員会と合同で市内の9つの病院に設置したりハビリと組み合わせた職業教育と、工業や商業などの職業訓練校に戦争障害者用のコースが設置されている。前者では、身体・運動機能のハビリに加えて、旋盤、簿記、タイプライターなどの技能訓練と、正書法、算術、国家学などの基礎教育を提供し、後者では旋盤、指物師などの技能のほか、失明者・聾啞者用には、製本、製靴、園芸、かご細工、ネット修繕などが習得できるようになっていた。当事者の職歴および教育歴にもよるが、いずれも3-6ヶ月程度で修了するものとされた。終戦までに延べおよそ1000人が受講したが、個々人の身体能力の差から受講が不規則になることも多かったという。また民間ではDVKが障害者用施設を戦争障害者にも開放したほか、数は少ないが企業によって設置されたりハビリと職業教育コースの例もあった。

これらの自治体ごとの取り組みや民間団体の施設や企業の制度は、戦後も継続されたが、その内容も期間も地域によって大きく異なったため、当事者である戦争障害者の間で不公平感が高まっていった。1920年のRVGはその相違を是正して、職業訓練を実施する主体を自治体と規定し、職種に応じて3-6ヶ月行なわれること、再就職の斡旋は自治体の労働

局の業務とすることが一律に決められ、どの地域でも再就職支援は公的機関が行なうものとされたのである。

第二次世界大戦期には、1914-1918年のそれに倣う形で、開戦当初から各自治体が訓練コースを設置した。たとえばフランクフルトでは、市内の職業訓練学校に再び戦争障害者のコースがいくつか設けられた。どのような訓練コースを受講するか（あるいはできるか）は、援護委員会（軍医・国防軍の扶助担当将校と市労働局・市扶助局・市教育委員会の各代表からなる）で、戦争障害者の一人一人について前職および身体能力を考慮して判断された。職業教育は、左手での書き方、タイプライター、ドイツ語、算術、代数学などの一般教育、ナチ党の労働前線 DAF 教育、専門教育からなり、前二者は参加者全員が共通で受講したうえで、専門教育コース（機械組立、電機技術、工芸、建築、食品・服飾、商業）から一つを選択するようになっていた。これらのコースを受講したのは、1943 年末までに 130 名、うち 122 名に修了証が授与されている。

また、陸軍病院でのリハビリを兼ねた再教育も、第一次世界大戦中のものをモデルとして設置された。とくにフランクフルトの病院では、技術と商業のコースが設置され、1942 年 4 月から 11 月の 8 か月だけで 193 名が受講している。

そのほか、ナチ党組織の国民福祉団の福祉ヘルパーとしての講習を 18 か月受けるコースを設けて、每期 35-50 名を目安にヘルパーを養成し、国民福祉団で雇用した。あるいは農業労働者、教員、視覚障害者にはタイピスト、電話交換手、マッサージ師などとしても職が斡旋されたという。

こうした「労働による自立」をもとにした援護システムが必要とされたことは、大戦中にドイツ全体で繰り返し確認されている。1943 年 3 月 18 日の帝国労働省回覧によれば、戦争障害者には、彼が重度障害者であっても、労働の喜びを感じられるような適切な職への斡旋と、それを可能とするために早期から適切な職業教育をすることが必要である旨が自治体に伝達された。また社会のなかでも、1943 年 10 月 13 日付の新聞『攻撃』にあるように、「すべての戦争障害者が、職業・経済生活で立場を確立できるようにする」ことが早急に求められた。

戦争障害者への「労働による自立」という方針が継続されたのは、1920 年にプロイセンで制定された、一般的な障害者支援に関する立法がその基礎をなしたといえる。その第 9 条によれば、「障害者」とは、先天的か後天的に身体上の不都合を感じるか一部を欠損したかであり、「一般的な労働能力においてその就業能力を損なわれているものを指す」とされた。そうした「障害者」は、救貧など公的扶助か民間の慈善支援など、他者からの生存保障を必要とするものであり、他方で戦争障害者は労働市場における能力がある限り、「障害者」には範疇分けされない存在と見なされたのである。

1920 年代半ば以降、とくに世界恐慌以降には、戦争障害者に対するまなごしは、一方では「かわいそう」という見方があったものの、年金も職業ももっている強欲な「お荷物」というものが大半となってくる。なぜなら、彼らの障害は、外見からでは生得のものか後天的でとくに戦争によるものなのかを見極めるのが難しく、経済的な苦境のなかでも公的支援が無条件（と見えるよう）に受けられる存在に、社会からのまなごしが厳しかったためである。こうした社会からの憐みと妬みの視線に対して、彼ら自身の自己規定は、通常の障害者とは異なる、というものであった。戦争障害者たちは、まず自分が労働者である

ことを前提とし、以前とは違う職であっても労働の喜びを感じられるような援助を求めるという姿勢を一貫してもっていた。

おわりに

ドイツにおいて、戦争障害者への支援は、年金に頼らない「労働による自立」原則に基づく生活再建が第一次世界大戦中に成立した。その原則は、1920年のRVGに受け継がれ、戦争障害者への社会的援護は公的機関（国家、自治体）の課題とされた。それは第二次世界大戦中にも踏襲されている。とくに国防軍援護法WFVG（1938年）では、労働不能なものにのみ年金を支給するため、「戦争障害者＝労働者」を前提として援護法が組み立てられていることが分かる。

全体として、戦争障害者支援の方針は、社会生活への再統合（「労働による自立」）をめざすものであり、その中心にあったのは彼らへの職業訓練であった。実際に職業教育の内容を規定したのは自治体であり、多くの場合は、陸軍病院にリハビリと並行して行なうもののほか、既存の職業訓練学校に戦争障害者用のコースを設置するなどして対応していた。第二次世界大戦中には、それ以前の世界大戦中に民間主導で行なわれたシステムを手本として、国家が保障し自治体を実施する職業教育などの社会的援護が完備されたのである。

討論

本報告は、2010年9月25日開催の「福祉と教育」若手部会での準備報告を土台として、その席で指摘された点などについて議論を補足し、また日本の障害児教育に関する河合報告とのつながりを意識して、ドイツの戦争障害者をめぐる支援のあり方を、職業教育の実際の例を紹介することに重点を置いて組み替えたものである。

質問はおもに3点に集約される。第一に、戦争障害者への、あるいは障害児への社会からのまなざしはどういったものであったのか、というものである。彼らに対しては、排除の論理が働くのか、あるいは国家の一員として包摂される対象だったのか。戦争障害者の場合、戦争以前には国家の経済活動に何かしらの関わりをもって貢献していたため、政策側としては障害を負ったあとでも、国家の一員として包摂することを想定して援護法を制定している。また再就職を拒んだりする戦争障害者は、救貧受給者と同じく、「労働忌避Arbeitsscheu」として非難の対象と見られた。援護法の規定も、第一次世界大戦後のRVGに比べて1938年のWFVGの方が、いっそう労働倫理を前面に押し出した文言を含んでいた。経済危機の時期、ドイツにおいてはハイパーインフレーション期と世界恐慌以降のことであるが、このような時期には、援護法による年金を手にしたうえで雇用を確保されている戦争障害者は恵まれているという批判もあった。こうしたこともあって、1938年法では手当支給に際して、労働能力の規定がいっそう厳格化したのではないだろうか。

質問の第二点目は、一点目と関わって、障害をもつものが教育対象と認められたことが、当事者にどう受け止められたのか、そして実態はどのように機能していたのか、ということである。ドイツの戦争障害者たちは総体として、自ら労働生活に参加することを重視する社会風潮に合わせた意識形成をしていたといえる。むしろ、第一次世界大戦期から引き続いて、自分たちの前職や労働能力と、斡旋される職業が合致しておらず、働く気が起きないという不満が強かった。あるいは、1920年のプロイセン法にある「障害者」の用語は、

当時としてはかなり蔑んだ表現となるため、自らは「障害者」ではなく、戦争によって就業能力に変化があったものだという自負があった。

第三に、フロアからの質問で、総力戦から福祉国家への連続性、また近年における新自由主義と教育を含めた障害者への支援のあり方との関係についてである。戦争障害者への援護を確認していくと、ここでの経験を一般の「障害者」にも適用して、人びとを労働＝社会生活に登用し、役割を果たせる国民として包摂するように、という政策側の意図が浮かび上がる。総力戦から福祉国家への道筋が連続していたことは、戦争障害者援護を原型として障害者支援が構想されたことからドイツの場合明らかであった。他方で新自由主義という福祉国家の「行き過ぎ」批判と、障害者支援の関係については、政策としていろいろな点が削減されたり廃止されたりしているが、出席者から指摘されたことで、議論や政策をきちんと検証する必要がある問題だとあらためて感じた。

恩賜財団愛育会と戦時下の障害児保育問題

河合隆平（金沢大学）

はじめに

戦争と障害者問題をめぐって、近年では「近代化」「合理化」「平準化」に注目する「総力戦体制論」に対して、「日常生活の中の総力戦」という時空に障害のある人びとの存在を位置づけながら、国民・社会統合をめぐる「平等」・「差異」や「求心力」・「遠心力」が複雑に立ち現れる戦時社会の歴史経験を描き出そうとする研究も登場している（『＜岩波講座アジア・太平洋戦争 第6巻＞日常生活の中の総力戦』2006年）。

こうした研究動向に学びつつ、本報告では、総力戦体制下の母子保健・乳幼児保護問題に大きくコミットした「恩賜財団愛育会」（1934年月設立）に注目し、そこに登場した「異常児保育」＝障害児保育の問題に焦点を当てた。戦時社会政策において乳幼児保護問題は人口政策の中心であったが、今回は、障害児・者を社会的存在に押し上げた人的資源論や国家的有用性をめぐる言説と実態の間に視点を定めながら、教育家族の育児・保育への統制のあり方、事業・実践の末端にいた女性（保姆）の動員、総力戦体制下の有用性の論理と生命・生存の排除をめぐる重層的関係などについて報告した。

1. 恩賜財団愛育会の設立と愛育事業の展開

1934年4月、恩賜財団愛育会が設立された。愛育会は、皇太子誕生（一九三三年一二月）を記念して、「本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」（御沙汰書）として皇室より下賜された75万円に、民間からの寄付金75万円を加えた150万円を基金として設立された。

愛育会の事業（愛育事業）内容の策定は、愛育調査会（1934年5月設置）に委ねられ、医学、心理・教育、社会事業の各分野の研究者、実務家一四名が委員に嘱託された。調査研究に力点を置く調査会は、乳児死亡調査を手始めに、乳幼児の身体発育規準、精神発育規準、保育方法に関する調査に着手した。

愛育事業の特質は「児童及母性ノニ対スル教化並ニ養護」、すなわち母子一体のもとに教化（教育）と養護（保護）を統一するところにあり、総力戦体制の進行とともに、「家の子は皆国の子」、「愛育は愛国」という国家主義的な愛育思想と、第二国民として乳幼児を保護・育成する「愛育国策」が強調された。なお1943年、愛育会は日本小児保健報国会と日本母性保護会を統合して、「恩賜財団大日本母子愛育会」へと再編された。

2. 愛育研究所と「特別保育室」

1938年11月、母子保健・保育に関する総合研究機関として「愛育研究所」が開所された。研究所は保健部と教養部からなり、保健部は母子の「疾病ノ予防、健康ノ増進其ノ他医学ニ関スル学理並ニ応用ノ研究」を、教養部は母子の「心理及教育ニ関スル学理並ニ応用ノ研究」を担った。教養部には、第一研究室（精神発達に関する研究：牛島義友）、第二研究室（異常児に関する研究：山下俊郎）、第三研究室（保育に関する研究：三木安正）が設置された。そして、第二研究室の「精神薄弱児並ニ言語障碍児ノ心理並ビニ保育方法研究」の実験保

育室として設置されたのが「特別保育室」である。この国初の障害児保育施設ともいえるべき特別保育室は、研究所の業務開始（1938年12月）と同時に活動を開始した。三木の治安維持法違反容疑による検挙を経て、1944年11月、本土への空襲激化により閉鎖となるが、その後翌年3月まで家庭訪問指導が行われたとされる。保育の対象は、研究所の教養相談で発見された保育困難児や知的障害児、あるいは一般の幼稚園から紹介された幼児である。

3. 人的資源論と「異常児」言説

岡部弥太郎（教養部部長）は、研究所に「異常児」の研究部門が位置づけられた理由を次のように述べる。「勿論異常児は生まれぬやうにすべきである」が、生まれ残った以上、「如何に取扱ひ如何に生かすかといふ実際問題」、つまり「国家の為に生き得る者」とするには「幼児時代の異常児がその本質に応じて正しく取扱はれることが先づ必要」である（『異常児保育の研究』1943年）。しかも、「国民学校、職業能力習得の二時代」に比して、「その根基たる幼児時代」の教育・保護は無策状態であるという。

三木も同様に、「是等不幸な子供達への救済は、今や単なる人道主義的な感傷にまつべきではなく、現下の非常時局に際会し、人的資源涵養の要求の切なる時、之に適切なる養護と教育を施して、その性能を伸暢し、国民の「一人としてその処を得ざるものなからしむ」ることは刻下の急務なり」と、教育によって知的障害児にも国民としての責務を果たさせるべきことを主張していた（「精神欠陥者の為めの幼稚園の必要性について保育関係諸氏に懇ふ」『幼児の教育』第39巻7号、1939年）。

こうして、障害児問題への取り組みの根拠を「人的資源の利用厚生」に求める言説は、人口増殖を図る戦時人口政策が求められるなかで広く流布していたが、人口の量的・質的な把握にもとづき、その合理的な配置と統制を意図する「人的資源」の概念は総力戦体制下の人間観をよく示すものであった。

美濃口時次郎は、「健全なる精神と其の社会が必要とする技術的能力とを具へてあるといふことが、人的資源の絶対的必要条件でなければならない」という（美濃口時次郎『人的資源論』1941年）。つまり、「病人や廢疾者や白痴や精神病者などですでに肉体的に国防力または労働力として活躍し得るだけの能力を備へてゐない者はもちろん其の国社会の人的資源と見做すことは出来ない」。しかし逆に、そうした「能力」を有すると判断された者は、保護・教育の対象として積極的に「人的資源」に組み込むべきということになる。

森 健蔵は、「国民各其の処を得て生活し奉公の誠を盡すことこそ人的資源の利用厚生最後の目的である」と述べ、重度の知的障害者も「適當なる環境に置いて適切なる指導を与へれば」、「其の利用厚生たるや、精神薄弱児に関しても決して不可能な夢物語りではない」と主張した（「精神薄弱児の保護並に教育の問題」『愛育新聞』第2巻11号、1939年）。

それでは、「異常児保育」において、「国家の為に生き得る者」とは具体的に何を示し、そのため「幼児時代の異常児」にはいかなる「能力」の形成が求められたのか。

4. 「異常児保育」の実践と言説

保育室に通う幼児の家庭の多くは都市新中間層であり、「人並み以上」という期待感のもとで、「よりよい」育児や教育を志向する教育家族であった。研究所の教養相談にも、臨床的診断や専門的な育児指導を求めて、多くの親が訪れていた。相談内容には、幼児期の「躰

方」や「入園就学」の問題、知能検査の希望が多く、そのなかで「精神発育遅滞」「言語障害」といった発達上の問題、異常性が顕在化していたわけである。幼児の年齢は4歳から8歳にわたり、就学猶予児童も含まれており、特別保育室は就学猶予児童の受け皿としても機能していたのである。

研究室の研究主題を確認しておこう。1939・40年度の研究主題は「当該児ノ心理研究及ビ保育法、教材及ビ教員研究並ニ言語治療法研究」である。1941年度は「作業教育、言語ノ理解、リズム感ノ養成等」、1943・44年度は「精神薄弱児ノ数量及ビ色彩観念、作業教育、オ話ノ理解リズム感ノ養成等ニ就イテノ研究」を継続し、「言語遅滞児指導ノ四年間ニ亘ル一事例研究、異常児ノ家庭教育指導法ノ研究」および「生活訓練（殊ニ集团的な生活訓練）ト作業教育ニ関スル」研究を行っている。

これらの研究成果は『愛育研究所教養部紀要第三輯・異常児保育の研究』（1943）として刊行された。この書で三木は、「異常児の住みよい世界」、すなわち「特殊幼稚園」が必要であると主張した。

異常児の保育の、第一段階は、固く鎖された異常児の心を解きほぐすことであり、その頭上に覆ひ被さる重圧を取り去り、その心性の本然なるものを露呈せしめることである。その為には、異常児には異常児の住みよい世界を作つてやらねばならない。ここに特殊幼稚園の存在理由の主たるものがある。

戦時下の保育について、保姆は「遊びはさせるが、その目標は幾分知的の方にむいていたようである。わからないことを如何に理解させるかに苦勞したことが多く、強くたくましく育てることは今ほど重視していなかつた」と戦後に述懐している。ちなみに、東京都「戦時託児所設置基準」（1944年）は、保育方針を「イ、体育訓練 強健ナル身体ノ基礎ヲ作ルタメ身体ノ発育ニ応ジテ体育訓練ヲ行フ ロ、生活訓練 日常生活ニ正シキ習慣ヲ得シムルタメニ少国民トシテ躰ヲ重視国家行事ヲ保育ノ中ニ取入レ国民意識、祖先崇敬ノ念ヲ養フ ハ、規律訓練 集団生活ヲ秩序アラシムルタメノ自律、協力協和ノ性格ヲ養フ」と規定していた。こうしてみると、特別保育室では「強くたくましく育てる」という時局の要請よりも、「わからないことを如何に理解させるか」というように知的障害に即した実際的な保育がなされていたといえる。しかし、そうした保育の枠組みを前提にしつつ、「異常児」にも総力戦を主体的に担う「少国民」としての資質を求めている。

当時の保育記録によれば、1941年12月より「宮城遥拝」を開始している。保姆は、「宮城遥拝」ができない幼児に対して「御皇室ノコトニ関シタ事」なので、「悠然タル気持ニナレト命ズル心ト一日モ早クトアセル気持トガ闘ヒツヅケテキル」という。また、1941年12月8日には、「日本ノ兵隊サンガ青イオ目ヲシタ英国ヤ米国ノ兵隊サンニ勝ツ様ニオ詣リシテ来マセウ」と神社参拝に出かけている。「物資不促ガ切迫シテキタメ」、「無イモノハ、無キモノトシテ、コノ子達ニモ情勢ノ一端ヲ知ラシムル事ガ必要」ということで、「コノ頃、オ紙ガ段々少クナクナツテイクノヨ」と使い古した色紙の使用を促すこともあった。

戦時下の幼稚園では皇国民の育成をめざして、「戦争ごっこ」、「宮城遥拝」「神社参拝」といった儀礼的行事、「資源愛護」などが積極的に取り組まれていた。同じく特別保育室においても、「異常児」なりに「之等ノ子モ日本人デアル」という国民アイデンティティや天皇制イデオロギー、時局認識をもった「少国民」になることが求められていたのである。

記録によれば、この保姆は「今日ハ自己ヲ没却シタ愉快ナ保育ガ出来テ本当ニ嬉シイ」（一

九四一年一月二三日)、「コノ子モ、ヨクナル芽ヲモツテル。・・・コノ芽ヲ伸ビルダケ充分ニ伸ビル様ニ培ツテヤレバヨイノダ」とする一方、「人的資減ノ不促ノ立場カラ見テモ、此等ノ子供ヲ延ビルダケ延バシテヤリ、生カシテヤル事ガ急務」ゆえ、「全努力ヲ集注シテ此等ノ子供ヲ生カス方法ヲ一日モ早く識ル必要ガアル」と記している。さらに記録を読み進めると、彼女が「日米開戦」の一報を聞き、「直接戦ヒ手柄ヲ立テル、又、軍事戦争ニ連関スル仕事ヲセナケレバ大和魂ハ發揮サレナイト考ヘル事ハ大間違ヒダ」と戦時動員への意思を顕在化させ、「此仕事ハ決シテ華カナモノデハナイ。ソノ為ニハ功名心、名誉等凡テヲ捨テ去ツテ戦争ト同ジク命ガケデ此カラ何十年否、一生涯ヤラネバナラナイ」との決意をもとに、保育実践と国家的使命感を同一化させていく内面世界の様子が記されている。

彼女に即していえば、「異常児保育」はこうした女性の主体化（国民化）への意思に支えられていた。すなわち、「コノ芽ヲ伸ビルダケ充分ニ伸ビル様ニ」という教育的価値の実践的追求は、総力戦・戦時動員体制への主体的な参加意思をくぐることによって、「此等ノ子供ヲ延ビルダケ延バシテヤリ、生カシテヤル」という国策や時局認識と矛盾なく接続することになったのである。

おわりに

1939年7月、日本心理学会「精神薄弱児研究委員会」は、厚生省、文部省、司法省に対して「精神薄弱者保護」政策の充実を求める建議運動を展開し、三木もこれに参加した。建議では「人的資源の涵養と共に犯罪の防止並に銃後国民生活の福祉増進」を掲げ、療護院・治療教育院における「幼児部」設置、「治療教育院及療護院の保姆」養成、「精神薄弱児のための幼稚園」の設置などを要求した。

しかし、これらが戦時社会政策として具体化されることはなく、「特殊幼稚園」も現実のものとはならなかった。愛育研究所の「異常児保育」は、「幼児時代の異常児」が「国家の為に生き得る」可能性を示す試みであったが、「健民健兵」を基調とする戦時社会政策としての有用性とリアリティは低かった。「異常児の住みよい世界」は、研究所に「連れて来るだけの配慮をもつ家庭」の自助努力によって、かろうじて与えられたにすぎなかった。

こうして「異常児」を「如何に取扱ひ如何に生かすかといふ実際問題」が追求される一方、国民生活の崩壊が進み、弱者の生命の選別と値踏みがいつそう推し進められた。

私達両親はしががない生活をして居てもどうか子供だけは立派に育て国家のお役に立てたいとそれが今日の私達の最大念願であります。どうかその方面の有名な方々にお願ひいたしますことは、牛乳に代へて何、玉子に代へて何、と云ふ風に安価なものを教へて下さい。

この声こそ「「貧しき母」の大部分の願ひ」であった（丸山 博「乳幼児診査の成績報告（第1回）—昭和十五年度大阪府岸和田市に於ける統計的調査—」『乳幼児研究』第15巻2号、1941年）。さらに、「第二国民」「少国民」の生命を守るため、東京市養育院板橋本院乳児室の乳児たちが「代用乳」開発実験の犠牲になった。

戦時下の「異常児保育」＝「異常児の住みよい世界」は、このような「生命」をめぐる格差と排除のうえに成立しえたのである。

コメントと討論

コメントーターより、戦時政策としての障害者対策の具体的展開、障害者人口の利用厚

生の判別基準、政策・実践が当事者の生にもたらすインパクト、障害者の早期教育論への波及などが論点として示された。

続くディスカッションでは、「国家的有用性」や「人的資源」をめぐる言説と実践の位相、戦時動員体制とテクノロジーの利用をめぐる政治・イデオロギー、障害児・者をめぐる問題構制の戦前・戦後の連続・非連続性などが取り上げられた。

障害者を包摂していく際に〈教育〉が果たした役割、総力戦という経験が映し出す現代の新自由主義改革の社会史的背景などが、本報告とドイツの「戦争障害者」問題を扱った北村報告との共通の論点となったように思われる。

戦時下、障害者を動員・包摂するための選別に向けて、心理学というテクノロジーの開発と動員がなされた。戦後の障害者教育においても、心理・発達検査等のテクノロジーへの信奉は基本的に継続されることになったが、そこでは戦時下障害者問題のテクノロジーをめぐる経験やイデオロギーがどのように批判・摂取されてきたのかをみていかなければならない。また、十分な応答ができなかったが、戦時下に登場した障害者問題をめぐるシステムやテクノロジー、そこでの包摂と排除の構造を前提として、戦後の障害者政策が構築されていくという歴史のパラドクスをどのように描くのが問われているという大きな課題が提起されたように思われる。

セッション「戦時体制下の障害児者の教育」のまとめ

倉石一郎（東京外国語大学）

本セッションは、第一報告として愛知工業大学の北村陽子氏より「第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について」が、第二報告として金沢大学の河合隆平氏より「恩賜財団愛育会と戦時下の障害児保育問題」が行われた。両報告に対してお茶の水女子大学の塩崎美穂氏よりコメント・質問が寄せられ、報告者から応答があったあと、フロアとの間で自由な質疑応答が行われた。

北村報告「第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について」は、福祉と教育の接合部分である戦争障害者（傷痍軍人）の職業教育について、第二次世界大戦中のドイツを例にその実情を示すものであった。まず、第一次世界大戦中からの国家による戦争障害者援護の法制度の変遷について説明があった。第一次世界大戦開始期の戦争障害者に対する国家支援は軍事年金のみであった。この年金は、生存保障を想定した額ではなかったため、彼らは障害の程度に応じて社会生活に復帰することを当然視され、「労働による自立」の方針がとられた。第一次大戦後、国家目的のために動員された150万人以上の戦争障害者を含め400万を超えた戦争犠牲者への援護のため、全国援護法RVGが制定された。支援受給の権利を認めた福祉原則に基づく公的支援を定めており、再就職のための労働能力がどの程度欠けているのかに応じて金額が決定された。ナチ党政権になって新たに国防軍援護法WFVGが制定され、年金査定基準がより厳格にされた。再就職が不能と見なされた場合のみ労働不能年金が支給されることとなった。また職業教育については、「移行期支援」と名前を変え、受講費用を国が弁済するとされた。「労働による自立」方針がそのまま受け継がれ、再就職をすすめることが第一に考えられた。

次に、社会的援護の中核である職業教育のあり方について、二つの世界大戦中に形成・発展されたものが比較、検討された。第一次世界大戦中にもっとも多かったのは、陸軍病院Lazarettに併設された職業訓練コースで、これは各自治体、各軍管区が個別に設置するものであった。たとえばフランクフルト・アム・マインでは、自治体による職業訓練として、1915年以降、市の扶助局が市内の成人教育委員会と合同で市内の9つの病院に設置したりハビリと組み合わせた職業教育と、工業や商業などの職業訓練校に戦争障害者用のコースが設置された。第二次世界大戦期には、1914-1918年のそれに倣う形で、開戦当初から各自治体が訓練コースを設置した。たとえばフランクフルトでは、市内の職業訓練学校に再び戦争障害者用のコースがいくつか設けられた。どのような訓練コースを受講するかは、援護委員会で、戦争障害者の一人一人について前職および身体能力を考慮して判断された。こうした「労働による自立」をもとにした援護システムが必要とされたことは、大戦中にドイツ全体で繰り返し確認された。

最後に、当事者たちの主張、彼らをとるべく社会の思惑が提示され、ドイツにおいて戦争障害者への職業教育がもった意味が考察された。当時の戦争障害者に対するまなざしは、年金も職業ももっている強欲な「お荷物」というものが大半であった。なぜなら、彼らの障害は、外見からでは生得のものか後天的でとくに戦争によるものなのかを見極めるのが

難しく、経済的な苦境のなかでも公的支援が無条件（と見えるよう）に受けられる存在に、社会からのまなざしが厳しかったためである。こうした社会からの憐みと妬みの視線に対して、彼ら自身の自己規定は、通常の障害者とは異なる、というものであった。戦争障害者たちは、まず自分が労働者であることを前提とし、以前とは違う職であっても労働の喜びを感じられるような援助を求めるといった姿勢を一貫してもっていた。

ドイツにおいて、戦争障害者への支援は、年金に頼らない「労働による自立」原則に基づく生活再建が第一次世界大戦中に成立した。その原則は、1920年のRVGに受け継がれ、戦争障害者への社会的援護は公的機関（国家、自治体）の課題とされた。それは第二次世界大戦中にも踏襲されている。とくに国防軍援護法WFVG（1938年）では、労働不能なもののみ年金を支給するため、「戦争障害者＝労働者」を前提として援護法が組み立てられていたことが分かる。戦争障害者支援の方針は、社会生活への再統合（「労働による自立」）をめざすものであり、その中心にあったのは職業訓練であった。第二次世界大戦中には、それ以前の世界大戦中に民間主導で行なわれたシステムを手本として、国家が保障し自治体を実施する職業教育などの社会的援護が完備された。

コメンテータからの質問は、第一に、一連の法制度の進展を通じて、戦争障害者は排除の対象から、国家・社会へと徐々に「包摂」されていったと考えてよいのか、の確認を求めたものであった。これに対して北村氏から、戦争によって障害を負ったあとも潜在的労働力として貢献を求められるという意味において、それは「包摂」であったとの応答がなされ、ただナチス政権による1938年法はそれ以前よりも、いっそう労働倫理を前面に押し出すものだった点をつけ加えられた。また労働忌避者に対しては激しい非難が行われたという。第二に障害の程度は誰が決定するのかという点について質問があり、医師と行政官からなる共同委員会がその任に当たるとの回答があった。第三に、ドイツの事例における国家の前景化をどう理解したらよいかについて質問があった。北村氏より、RVGにおいては社会主義革命予防が意図され、与党・社会民主党は国家の介入を当然のものとなし、またナチス時代のWFVGにおいては、制度は国のものであっても運用は自治体・民間に任されるなど、使えるものは全部使う、というスタンスが垣間見られるとの回答があった。そして最後に第四に、障害者当事者にとってこの制度はどの程度肯定的に受容・評価されたのかについて質問があった。これに対する応答では、自分たちの前職や労働能力と、斡旋される職業が合致しておらず、働く気が起きないという不満が強かったこと、自らは「障害者」ではなく、戦争によって就業能力に変化があったものだという自負があったことが指摘された。

フロアを交えた討議の中では、総力戦体制と福祉国家との連続性の議論の当否が話題となった。総力戦体制から戦後の福祉国家への継承が多く指摘されているが、今回のドイツの事例では、国防軍援護法のロジックは福祉国家というより、新自由主義（ワークフェア論）に近いのではないかと疑問も呈され、活発な討論が行われた。

河合報告「恩賜財団愛育会と戦時下の障害児保育問題」は、総力戦体制下の母子保健・乳幼児保護問題にコミットした「恩賜財団愛育会」（1934年月設立）に注目し、そこに登場した「異常児保育」＝障害児保育の問題に焦点を当てるものだった。戦時社会政策におい

て乳幼児保護問題は人口政策の中心であったが、今回の報告では、障害児・者を社会的存在に押し上げた人的資源論や国家的有用性をめぐる言説と実態の間に視点を定めながら、教育家族の育児・保育への統制のあり方、事業・実践の末端にいた女性（保姆）の動員、総力戦体制下の有用性の論理と生命・生存の排除をめぐる重層的関係などが検討された。

1934年4月、恩賜財団愛育会が設立された。愛育会の事業（愛育事業）内容の策定は、医学、心理・教育、社会事業の各分野の研究者、実務家一四名が委員に嘱託された。その特質は、母子一体のもとに教化（教育）と養護（保護）を統一するところにあり、総力戦体制の進行とともに、「家の子は皆国の子」、「愛育は愛国」という国家主義的な愛育思想と、第二国民として乳幼児を保護・育成する「愛育国策」が強調された。

1938年11月、母子保健・保育に関する総合研究機関として「愛育研究所」が開所された。研究所は保健部と教養部からなり、教養部には、第一研究室（精神発達に関する研究：牛島義友）、第二研究室（異常児に関する研究：山下俊郎）、第三研究室（保育に関する研究：三木安正）が設置された。そして、第二研究室の実験保育室として設置されたのが「特別保育室」である。この国初の障害児保育施設ともいべき特別保育室は、研究所の業務開始（1938年12月）と同時に活動を開始した。保育の対象は、研究所の教養相談で発見された保育困難児や知的障害児、あるいは一般の幼稚園から紹介された幼児である。

教養部部長の岡部弥太郎は、「勿論異常児は生まれぬやうにすべきである」が、生まれ残った以上、「如何に取扱い如何に生かすかといふ実際問題」、つまり「国家の為に生き得る者」とするには「幼児時代の異常児がその本質に応じて正しく取扱はれることが先づ必要」であると考えた。三木も同様に、教育によって知的障害児にも国民としての責務を果たさせるべきことを主張した。こうして、障害児問題への取り組みの根拠を「人的資源の利用厚生」に求める言説は、人口増殖を図る戦時人口政策が求められるなかで広く流布していたが、人口の量的・質的な把握にもとづき、その合理的な配置と統制を意図する「人的資源」の概念は総力戦体制下の人間観をよく示すものであった。

ところで「特別保育室」に通う幼児の家庭の多くは都市新中間層であり、「人並み以上」という期待感のもとで、「よりよい」育児や教育を志向する教育家族であった。研究所の教養相談にも、臨床的診断や専門的な育児指導を求めて、多くの親が訪れていた。相談内容には、幼児期の「躰方」や「入園就学」の問題、知能検査の希望が多く、そのなかで「精神発育遅滞」「言語障害」といった発達上の問題、異常性が顕在化していたわけである。幼児の年齢は4歳から8歳にわたり、就学猶予児童も含まれており、特別保育室は就学猶予児童の受け皿としても機能していた。

三木は異常児保育の考え方をめぐって、「異常児の住みよい世界」を形成すること、すなわち「特殊幼稚園」を設置することが必要であると主張した。そうした理念のもとでのこの保育室での保育活動について、ある保姆は「遊びはさせるが、その目標は幾分知的の方にむいていたようである。わからないことを如何に理解させるかに苦勞したことが多く、強くたくましく育てることは今ほど重視していなかつた」と戦後に述懐している。特別保育室では「強くたくましく育てる」という時局の要請よりも、「わからないことを如何に理解させるか」というように知的障害に即した実際的な保育がなされていたといえる。しかし、そうした保育の枠組みを前提にしつつ、「異常児」にも総力戦を主体的に担う「少国民」としての資質を求めていた。

戦時下の幼稚園では皇国民の育成をめざして、「戦争ごっこ」、「宮城遥拝」「神社参拝」といった儀礼的行事、「資源愛護」などが積極的に取り組まれていたが、特別保育室においても、「異常児」なりに「之等ノ子モ日本人デアル」という国民アイデンティティや天皇制イデオロギー、時局認識をもった「少国民」になることが求められたことが記録されている。「異常児保育」は、保育実践と国家的使命感を同一化させていた保姆に見られるように、女性の主体化（国民化）への意思に支えられていた。

1939年、三木らは「精神薄弱者保護」政策の充実を求める建議運動を展開したが、これらが戦時社会政策として具体化されることはなく、「特殊幼稚園」も現実のものとはならなかった。愛育研究所の「異常児保育」は、「幼児時代の異常児」が「国家の為に生き得る」可能性を示す試みであったが、「健民健兵」を基調とする戦時社会政策としての有用性とリアリティは低かった。「異常児の住みよい世界」は、研究所に「連れて来るだけの配慮をもつ家庭」の自助努力によって、かろうじて与えられたにすぎなかった。こうして「異常児」を「如何に取扱ひ如何に生かすかといふ実際問題」が追求される一方、国民生活の崩壊が進み、弱者の生命の選別と値踏みがいつそう推し進められた。戦時下の「異常児保育」＝「異常児の住みよい世界」は、「生命」をめぐる格差と排除のうえに成立しえたのである。

コメンテータからの第一の質問は、時代の進展とともに障害児は、国家・社会へと徐々に「包摂」されていったと考えてよいのかというものであった。これに対して河合氏より、養護学校は国民学校令制定以降のことであるし、特殊学級・施設も僅少、政策はほとんどない状態であったため、包摂と言いうるような実態はほとんどないと考えられるとの回答があった。第二に、当時において障害の有無および程度の決定主体は誰かとの質問があった。これに対して、医学と心理学の間で専門者間のイニシアチブをめぐる闘争があり、最終的に心理学が勝利した、との図式が描けるのではないかと回答があった。第三に、愛育事業において試みられたのは障害児の「療育」だったのかそれとも「教育」なのか、という質問が投げかけられた。河合氏はこれに対して、当時の考え方のなかに集団の中で、全体のなかで育てる集団保育のアプローチも見られ、また戦後の早期教育論につながる萌芽も見られるなど、両義的なものであったと回答した。また当時の特徴として母子保健とのつながりがなく、保育だけで完結したものと捉えられていた点が述べられた。

フロアを交えての討論では、研究所の中で磨かれていった発達検査などの心理学的テクノロジーの戦後への継承をどのように捉えるかが大きな議論となった。戦時下・総動員体制下で異常児保育の研究にコミットした研究者が、自らの過去を総括することなく、戦後は「民主主義者」となって全障研運動などに参加した点について、批判的にとらえるべきとの意見が一方で出された。これに対して、自然科学の分野では、体制から切り離して技術の継承は「普通」のことで、テクノロジーは転用可能なものであり、それ自体は価値判断の対象ではないとする反対意見も寄せられた。今回の報告の文脈では、山下俊郎などの心理学者が戦後の障害児者教育論においても大きな役割を果たしたが、この山下の戦前・戦後をまたいだ活躍は心理学というテクノロジーが転用可能なものであることの例証だという意見や、そもそも心理学を工学的な意味でのテクノロジーと同一視できるのかという再反駁がなされるなど、非常に活発に討論が展開した。また愛育事業の農村部における展開についても質問が出され、河合氏より今後の重要な検討課題であるとの応答があった。さ

らに、共同体に拘束された「一人前」観念と教育家族を前提とした「人並み以上」概念とのちがいなど、興味深いテーマをめぐっても議論が交わされた。

第3部

若手部会・研究活動の記録

比較教育社会史研究会「福祉と教育」若手部会 2010年度 第一回研究会

日時：2010年6月12日（土） 午後1時～5時

場所：青山学院大学総研ビル6階 14603教室

個別報告

岩下 誠（首都大学東京客員研究員）

「マス・エデュケーションから国民教育へ：「ベル・ランカスター論争」再訪」

文献紹介

三時 眞貴子（愛知教育大学）

「戸田金一『明治初期の福祉と教育—慈善学校の歴史』吉川弘文館、2008年の検討」

当日は、20名を超えるメンバーが集まり、活発な議論が行われた。本年度は引き続き、福祉と教育に関する個別研究報告と文献紹介を行いつつ、論点を整理しつつ、研究会全体の枠組みと研究の方向性を明確にしていくことを本年度の目標とすることになった。

I. 個別報告

マス・エデュケーションから国民教育へ—「ベル・ランカスター論争」再訪—

岩下 誠（首都大学東京客員研究員）

国民教育(national education)という概念は、他の多くの概念と同じように、歴史的概念と近代的分析概念の両義性を持つ。国民教育および国民教育概念に関しては、膨大な先行研究の蓄積があるが、この用語が意味するところは、概ね以下の三つに分けることができるように思われる。第一に、国民化の手段として学校や教育、第二に主として任意団体によって担われる教育、第三に、一国における教育の普及規模を指す概念である。

ところで、西ヨーロッパ世界の中核を占めてきたイギリスにおいては、逆説的にも社会における国民教育の重要性は相対的に低かったということがしばしば指摘されている。19世紀初頭までに国民意識が成立していたイギリスは、他のヨーロッパ諸国と比較して、国民形成という機能をことさらに教育に期待する必要がなかった。さらに、フランス的な中央集権的国家への忌避から、多くの慈善・福祉領域と同じように、教育もまた可能な限り民間の任意団体によって供給されるべきとするヴォランティアズムが選好された結果、制度としての国民教育制度の成立も大幅に立ち遅れることになった、というのがイギリス教育史の通説となっている。

しかし、19世紀初頭イギリスにおいて国民教育への関心が薄かったかと言えば、必ずしもそうとは言えない。18世紀末から19世紀初頭にかけての時期は、それまで一部の貧民子弟の教育に目的を限定していた慈善学校やワークハウスといった伝統的な民衆教育機関と

は異なり、日曜学校や勤労学校、モニトリアル・スクールといった新たなタイプの民衆教育機関が登場し、マス・エデュケーションの機運が高まった時代であった。そして民衆教育の量的な拡大は、それが「国民教育」として概念化されることによって、その公共的な機能や供給主体の正統性への問いを改めて喚起した。国民教育に関してこの時代に激しい議論が闘わされたのは以上の理由によるのであり、そこでは先に述べた複数の国民教育概念が絡まり合いつつ、マス・エデュケーションの社会的機能が national な観点から問われることになったのである。本報告は、19 世紀初頭の教育論争である「ベル・ランカスター論争」を切り口として、イギリス一主としてイングランド一国民教育概念の生成と展開について探求することを課題とする。国民教育一より広義には、national という形容詞一概念は、教育内容、教育統制（および教育供給）主体、教育範囲などの複数のレベルが混淆した複合的な概念として用いられたのであり、本報告は言説におけるこの絡み合いを解きほぐしつつ、国民教育概念を軸とした論争の統一的な構造を描き直すことを試みる。さらに、国教会派（ベル派）と非国教会派（ランカスター派）のあいだの「国民教育」概念の相違、とりわけ、教育の正統性の認識に関する相違を追跡することによって、イングランド公教育体制におけるヴォランタリズムの成立という大きな問題にまで迫ってみたい。

先行研究

「ベル・ランカスター論争」は、イギリス公教育史におけるヴォランタリズムの成立の一局面として理解されてきた。多くの論者は、この論争およびその結果としての国民協会および内外学校協会の設立という事態を、教育統制をめぐる宗派对立を国家が調停することに失敗した事例として把握し、イギリス公教育制度の発達を阻害した要因として解釈した。マルクス主義の観点に立つ教育史家もまた、非国教徒・ウィッグと国教会・トーリーの対抗という図式を描いている。どちらの立場も、ベル派とランカスター派の論争を宗派对立や階級間葛藤として描くマクロな視点を採用している。

他方で、「ベル・ランカスター論争」それ自体を思想史的な関心から検討した安川は、宗教的な社会統制の手段として貧民教育を位置付けたベル派（およびランカスター派の一部）を、宗教と教育を分離し、宗教に代えて世俗教育を新たな国民統合の梃子にしようとしたランカスター支持の功利主義者および急進主義者たちの社会観の対立として把握している。

しかし、国民教育概念は、世俗化による国民化という意味でのみ捉える必要はない。むしろ、論争の当事者たちは国民教育という語に世俗的な国民統合の意味を込めることは稀であった。国民教育一より広義には、national という形容詞一概念は、教育内容、教育統制＝供給主体、教育範囲などのレベルが混淆した複合的な概念として用いられたのであり、言説におけるこの絡み合いを解きほぐしつつ国民教育概念を軸とした論争の統一的な構造を描きなおすことが求められる。さらにこのことによって、イングランド公教育体制におけるヴォランタリズムがどのようにして形成されたのかという大きな問いに部分的な解答を与えることが期待できる。

論争の経緯①—マス・エデュケーションから国民教育へ

1805 年に始まる「ベル・ランカスター論争」は、1808 年から 1809 年ごろを境として前半と後半に区分することが可能である。前半期において、システムのオリジナリティや経

濟性、非宗派教育の是非といった論争の主要な論点はほぼ提出されていたが、これらの議論のなかで生じた最も大きな変化は、マス・エデュケーションから国民教育へと基本概念が転換したことであった。

ランカスターは、教育が国民的関心 national concern になっていると述べてはいたものの、自らの実践はマス・エデュケーションであって国民教育を意図してはいない、と断っていた。しかし最初期にランカスター学校の普及の危険性を嗅ぎ取ったサラ・トリマーは、この national という形容詞を単なる教育の規模の意味ではなく、教育内容と教育統制主体を示すものとして読み換えたうえで、いちクウェーカー教徒による非宗派教育は国民教育としての要件を欠いているとする、極めて巧妙な言説戦略を行ったのであった。トリマーによれば、貧民教育が私的な教育ではなく公的な国民教育として行われるとするならば、その教育は単なる道徳のみならず宗教に基づかなければならない。そしてランカスター学校で行われている非宗派教育は宗教教育として不十分であり、宗教の本質を教えるためには特定の教義解釈に踏み込まざるを得ない。何らかの宗派教育を選択しなければならない以上、国家が認定した制度宗教である国教会教義に基づく宗派教育こそが国民教育を構成しなければならない。以上の議論は、これ以降のダブニー、ボウルズ、マーシュやベル擁護に回った保守系雑誌が等しく継承した論点となる。マス・エデュケーションという量的な議論から「国民教育」という複合的な概念へと論争の主軸を転換させたことによって、国教会派はランカスター派に対抗し得る教育実績を欠いていたという弱点を埋め合わせつつ、国民教育供給者としての国教会の正統性を主張することが可能となった。

このように、教育統制をめぐる問題は、マス・エデュケーションの進展によって表面化した問題であった。多様な宗派的背景を持つ子どもから構成される学校でいかなる宗教教育を行うかは、当然葛藤を惹起することが予想されたが、しかし国家介入によって宗派間の葛藤を調整するという方法は1807年に、ウィトブレッド教区学校法案が上院で廃案に追い込まれたことにより、ほぼその可能性を閉ざされた。ウィトブレッド法案の廃案は、議会立法による教育法によって国民教育制度を構築するという構想が実現不可能であるということを示したのであり、それは同時に、法制化というルートで教育統制の正統性を調達することはできないということをも示したと言える。

論争の経緯②—国民教育と教育統制

論争の後半期は、王立ランカスター協会の組織化と国民協会の設立という、全国規模の教育振興任意団体の出現によって特徴付けられる。この時機においては、システムの創始者や経済性などは主要な論点とはならなくなった。この時期の焦点は、国民教育の供給者としてベル派とランカスター派のどちらが相応しいかという正統性の問題であった。ベルとランカスター双方の陣営は二つの異なる国民教育制度を提示した。ひとつはベル派が主張する二元的システムであり、もうひとつはランカスター派が提唱した一元的システムである。

ベル派が主張する二元的システムに対して、ランカスター派は非宗派教育に基づく包括的・一元的システムを主張し続けた。彼らが二元的システムに反対するのは、主として次の二つの理由からであった。第一に、二元的システムの採用にともなう経費と公平性の問題である。二元的システムは経費が二倍かかるだけでなく、ある教区において国教会学校

しか供給されない場合には、非国教徒子弟は国教会の宗派教育を受け入れるか、学校教育そのものを拒否するかという選択を迫られることになり、公平さを欠く。第二に、国民統合の問題である。ランカスター派によれば、宗派分離による併存は「我慢し得る」状態ではあっても、決して望ましい状態ではない。非宗派教育による包括的な学校は、多様な宗派の子弟が混淆する場であることを通じて、宗派葛藤を導くよりはむしろ宗派協調を促し、国民統合にプラスに働く。

ランカスター派が正しく見抜いていたように、ベル派が二元的システムの容認へと転換したのは、1811年の段階で国教徒による教育振興団体（国民協会）の設立の動きが具体化していたからであった。それはランカスター学校を支持するリベラルな国教徒を切り崩して自らの陣営に引き込み、福祉市場での競争において勝算が見込めるようになったという状況が整ったうえでの転換であって、非国教徒への寛容から出てきたのではなかった。

論争の経緯③—ヴォランタリズムと国民教育

ベル派とランカスター派は、国民教育の制度プランとして二元的システムと一元的システムという対照的な構想を持っていた。しかし両者は、国家が直接に教育を供給するのではなく、任意団体による教育供給を支持する点で一致した。ヴォランタリズムの成立がここに見られる。

まず両派が共有していたのは、一般的な状況としての反フランス感情、フランス的中央集権国家への忌避であった。さらに貧民の増加による救貧税の増大という状況も、教区学校を設立するため、さらに追加で税金を課すという選択肢を躊躇させる要因であった。

しかし、両者のヴォランタリズムを支持は、それぞれが貧民教育を正当化するロジックから内在的に導かれる帰結でもあった。ランカスター派は、チャリティとして教育を考えていた。したがって、他のチャリティ領域と同様に、公教育も公的統制よりも任意団体による市民社会の領域に位置付けられるべきであった。

他方で、国教会派は国民教育を包括的にする必要はなかった。national という形容詞に国教会派は「全国的」および「国民宗教から正統性を得ている」という意味を込めて使った。ゆえに、むしろ国民教育概念は排除の論理を含むものであった。任意団体という形式は、それが寄付金民主主義に拠って立つがゆえに、非宗派教育を望まない寄付金拠出者の意向を尊重するという論法によって、教育供給の国教徒子弟への限定を正当化するロジックとなり得たのであった。

結論

以上から幾つかの結論が導かれる。第一に、19世紀初頭において、国民教育概念は複合的・多義的なものであった。国民教育という概念を非宗派的、あるいは世俗的国民化とする従来の通説は修正される余地が残っている。むしろ国教会派は国民教育という概念を宗派主義と排除を正当化するロジックとして考案し、それを効果的に使うことができた。

第二に、国民教育概念の多義性は、教育の統制権を得ようとする諸勢力の対立に由来していた。この際、対立する諸勢力はいずれも、自身の正統性を示すために national という形容詞に依拠していたが、これは議会立法による正統化ルートの代替として呼び出された、という側面を持っていた。したがって、national という形容詞は上からの国民化ではなく、

チャリティの包括性や寄付金民主主義といった下からの合意調達という側面を持たざるを得なかった。国教会派におけるそれですら、幾分かは寄付金民主主義を中核とした市民社会にその基礎を置くものとして提示された。

第三に、より長いタイムスパンから見ると、国民教育概念は、任意団体という非国家的なアクターに国家と比肩する正統性を付与することで、教育におけるヴォランティアを成立させる思想的な根拠を提供することになった。貧民教育という公益を目的に掲げていたとはいえ、単なる宗派的利害を代表するだけの団体であったとすれば、教育振興任意団体が国民教育主体となり得るはずはなかった。国家介入を企図する教育法案が次々と葬り去られた経緯は、国民教育概念に依拠することによって、宗派主義を越えた正統性を任意団体がある程度獲得し得た、という事実を認めなければ理解できないであろう。教育におけるヴォランティア、さらに言えば古典的自由主義国家の公教育政策を可能とした歴史的条件のひとつを、国民教育をめぐる論争から任意団体が獲得したこの種の正統性に求めることができるのではないだろうか。

付記

以上の報告に対し、参加者によるディスカッションが行われた。特に重要と思われる論点として、①任意団体が持つと報告者が想定する「公共性」の内実とは何か、②任意団体と古典的自由主義との関係をどのように考えるのか、という二つが提示された。今後の検討課題となる部分が多いが、報告者は現時点では次のように考えている。①に関しては、この時期の任意団体は、王室のパトロネジに代表される旧体制的な公共性と、寄付金民主主義に基礎を置く近代的・市民社会的な公共性とを並存させており、社会構造が近世的なそれから近代的なそれへと転換する最終局面の一部を反映している。②この市民社会に基礎を置く公共性こそが、後に自由主義国家が成立する前提条件を構成することになるが、そこでは旧来の制度的な基盤を置くものではなく、寄付金民主主義という新しい装いのもとで、排除の論理が潜在し続けるということである。なお、寄付金民主主義に代表されるような参加民主主義が孕む排除の問題は、現在の公教育政策にも当てはまるのではないかと報告者は考えている。

II. 文献紹介

戸田金一『明治初期の福祉と教育—慈善学校の歴史—』芳川弘文館、2008年

三時眞貴子

1. 本書を取り上げる理由

本研究会の基本的な問題関心は、各国において「福祉」と「教育」の実践が実際にどのようにして展開されていたかについて明らかにすることである。これまでの文献紹介では、おもに福祉国家や社会のあり方、排除と包摂などをめぐる議論や枠組みの検討ウに重きを置いた研究を取り上げてきた。それらの文献により、現在、福祉国家や福祉政策で議論されていることのおおよその状況の共通理解を得ることができつつある。しかしながら、実

際に福祉や教育がどのように実践されてきたのかという歴史的経緯についての共通理解はいまだ、不十分であると思われる。

そこで、今回は日本の明治期の貧民教育に焦点を当てた戸田金一氏の研究を取り上げ、日本における福祉と教育の接点の一つである貧民教育がどのように行われたのかについて確かめたいと思う。

2. 内容紹介

(1) 目的

本書は、著者いわく「「世界」－「日本」－「地域」を串刺しにして捉えられる教育史の一例である慈善学校を、最初に取り上げる著書」である。日本では、貧民の教育を担ったのは公立学校と私立の慈善学校であった。しかしながら研究は前者に集中しており、後者に関する詳細な研究はいまだ出されていない。そこで、『学制』が発布されて初めて設立された慈善学校がいかなるものであったのかを、特に明治初期や中期の慈善学校を中心に考察し、これを福祉機能を持った教育機関として描いたものである。以下、部ごとに概要をまとめる。

(2) 第1部 学制期における貧民子女就学策

『学制』において貧困児童の教育は、尋常小学や女子小学とならんで小学の一つとして位置づけられており（貧人小学）、第24条において「貧人の小学は、貧人子弟の自活し難きものを入学せしめん為に設く。その費用は富者の寄進金を以てす。これもつばら仁恵の心より組み立てるものなり。よって仁恵学校とも称すべし」と規定されている。そのため、各都道府県では仁恵学校あるいは貧民学校の設立が促されることになった。実際にこうした学校を設置した県は6県であり、その他の多くの県では授業料免除あるいは教科書や筆墨紙・文房具等の貸与か支給などが行われていた。中には保護者に労役を課す県や、愛媛県のように「今や通常の小学すらいまだ全く整備をいたさず。はた何の余力ありてかさらに貧児の教育に及ばん」という理由からなかなか貧困児童の教育を整えることは難しく、「自今以後、一般の人民、華士族農工商及び婦女子、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」という『学制』の理想を実現することはなかなか難しかった。

その一方で、岩手県や秋田県など仁恵学校を設立した県もあり、それらは富裕層の寄付による私立学校として設立されたものや、複数の篤志家の結社・社会福祉法人に相当する会社共立貧人小学として設立されたもの、あるいは文部省委託金や県費を活用して設立された公立小学校もあった。以下、秋田県を事例にとり、公立学校と私立学校として設立された貧困児童のための小学校について具体的に明らかにしていく。

(3) 第2部 鮑田仁恵学校（貧人小学の設立構想）

秋田県は、旧藩のリーダーが中央政府によって肅清の対象となったため、新しく発足した県政担当者には旧藩外の出身者が派遣された。減税と税金の一部を学校と病院設立費に充てる新政権の政策は民衆に受け入れられ、学校は文明開化、新政権の象徴として民衆に理解された。学制発布後すぐは学校が不足したため変則小学略則が出され、学校として認可を希望する家塾や寺子屋の塾主が続出した。しかしながら明治6年11月4日に家塾取調

布令が出され、官許校塾（公立学校）以外は設置を認めないと規定されたことで、貧人小学もまた、公立学校として県主導で設立されることになった。

授業料を免除し、教科書や石板、硯などが貸与される飽田仁恵学校が開校したのは、明治8年4月19日であるが、それに先立つ明治8年5月12日に秋田県学務掛金子精一が文部省に「公立学校設立伺」の文例にしたがって設立伺いを提出し、同月23日に文部省から尋常小学として正式に認可された。この学校の最も興味深い点は、設立資金を任意の寄付や県費からではなく、県長官以下が資金を給料から天引きして充て、それを寄付という形で処理している点である。不足分は県立学校の備金を貸付したとはいうものの、県庁内学務掛と町外の県立太平学校に属する全員が給料月額の1/100を設立資金に充てた。その理由は、県官・校官による模範的行為に感じて、県内遠近に貧民学校が広まると期待からだとして設立起案書に書かれているが、秋田の民間慈善組織感恩講が政府に没収されていたことに対する運動が展開されていた最中であつたため、民間に新しい慈善活動を呼び掛けるのは困難だったからではないかと著者は分析している。

とはいうものの、運営費に関しては、寄付金の一部や県費、半立学校の処分金の一部、小学校扶助委託金が使われたが、基本的には秋田県師範学校の前身である太平学校に運営が任された。結局、師範学校（太平学校）の校舎が焼失した影響から、同校が経費負担に耐えられなくなり、明治13年に飽田仁恵学校は廃止された。在籍児童で授業料免除を受け、自分の学区の学校に転校できた者はわずか14%であり、30%が未就学に、51%が廃校当時未定となっていた。というのも貧人小学に子どもを送り出していた家庭では、授業料を免除されても、教材のみならず衣類や弁当など、学校に通うことで生まれる新たな出費に耐えることは難しかったからである。

（4）第3部 キリスト教系慈善学校

明治19年の「小学校令」によって授業料を徴収しない感に小学校の設置が認可された。さらにそれを尋常小学校に代用することが可能となったため、各地で小学校簡易科の設置が行われた。明治22年度の時点で、尋常小学校に占める簡易科の割合が全国平均が45%だったのに対し、秋田県は70%と非常に高かった。この流れの中で、それまで無認可で運営されていた貧人学校を合法化するために、私立簡易小学校として文部省に設立伺いを提出し、明治22年4月に「極貧のものに限り入学せしむるべき旨」という条件で認可された。しかしながらこれも23年に閉鎖された。

（5）第4部 福田小学校と福田会

秋田県では、こうして貧民児童のための学校が設立されては閉鎖される中、その必要性が秋田県の有識者の中に普及した。しかし一般児童の就学も未整備な状態の中で、県がこれに乗り出すことは難しかった。そこで浮上したのが、私財による私立の貧民児童学校設立案であり、小間物屋主人本間金之助による単独出資による学校設立が決定した。この学校は「私立学校」として設立されることが認可され、明治28年5月26日に開校した。その設立趣意書には、社会の文明のためには教育が重要であるが、経済的に余裕のない者もいるため、彼らに教育を提供することは解決すべき課題だと記載されていた。さらに国ができない以上、私的な慈善事業として行わなければならないが、秋田県の慈善事業では慈善教育が欠けているので、私立の慈善小学校を設立すると明記されていた。

この学校が対象としたのは、経済的貧困により学校で学べない児童であり、具体的には就学義務の猶予・免除を受けている児童であった。明治19年の小学校令第5条において「疾病、家系困窮、その他やむを得ざる事故」の理由で猶予が認可されていたが、加えて明治23年の第二次小学校令では、第21条において「貧窮のためまたは児童の疾病のため、その他やむを得ざる事故」の理由で猶予だけではなく免除も認可されることとなった。こうした規定によって猶予・免除を受けている児童を福田小学校が引き受けたのである。

福田小学校は32年という長きにわたって存続し、入学者減少を理由に昭和2年に閉鎖された。在籍児童は三年間原級留置し続けた1名を除いて全員が転校した。この状況は飽田仁恵学校の場合と比べると、いかに小学校教育が浸透していたかを物語っているといえよう。福田小学校の財産を引き継いで、同年に財団法人福田会が設立された。この会は、困難なる児童への就学援助を目的としており、衣類、書籍、学用品の全部、または一部を供与する活動を行った。福田小学校を設立するという形態ではなく、物品の供与という形ではあったが、就学援助を目的とした活動はさらに続いていくことになる。

3. 論点と議論

まず三時から、三つの論点、「国民教育」が上からの道徳（宗教）による教化ではなく、学問を学ぶこととして規定されている点、国家政策と慈善活動との関係、就学猶予を保護者が申請することから、国家による強制というよりは就学の可能性は保護者の理解にかかっていたことが出された。この点に関して、日本とイギリスの親の職業意識の違い（日銭を稼ぐためには読み書きが必要と考えるかどうか）があるのではないかという意見や、飽田仁恵学校の給料天引きを「寄付」と捉えるなど、「慈善」の定義がかなり異なるのではないかなどという意見が出された。これらの議論を踏まえて就学と就労の関係、「慈善」の意味の検討が必要だとの指摘がなされた。さらに、福祉と教育の接点として今回、戸田氏が注目したように、「就学援助」をめぐる問題は大きな可能性をはらんでいるのではないかと指摘がなされた。

比較教育社会史研究会「福祉と教育」若手部会
2010年度 第二回研究会
(三時眞貴子科研主催 第二回「子どもの福祉と職業教育」研究会と合同開催)

日時 2010年9月25日(土) 午後1時～5時
会場 名古屋大学 文学部 西洋史学研究室リテラボ (307)

個別報告 (比較教育社会史研究会秋季大会のプレ報告)

北村陽子 (愛知工業大学)

「第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について」

コメント 塩崎美穂 (熊本大学非常勤講師)

文献紹介

土井貴子 (比治山女子短期大学)

科研に向けての打ち合わせ

当日は、10名のメンバーが集まり、活発な議論が行われた。科研申請にかかわらず、若手部会プロジェクトとして「教育「支援」」に関する研究(個別報告を中心に)と教育「支援」が各国でどのように行われていたのかの全体像の把握(共同研究)を行っていくことが確認された。

I. 個別報告

第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育について

北村陽子 (愛知工業大学)

はじめに

本報告は、福祉と教育の接合部分である戦争障害者(傷痍軍人)の職業教育について、第二次世界大戦中のドイツを例にその実情を示すものである。

ところで戦争障害者とはどういった人を指すものであろうか。ドイツ語でKriegsbeschädigte/-versehrteと表現される人びとは、英語ではDisabled Veteran、日本語では傷痍軍人と表記されるが、援護法に基づく公的支援を受けられる対象であり、「軍務中の負傷・疾病により身体・精神障害をもつようになり除隊したもの」を指す。彼らへの国家援護が問題となったのは、第一次世界大戦後であった。ドイツに限らず1920年代のヨーロッパ社会では、戦争による犠牲者は国家援護の対象と見なされたのである。

第一次世界大戦当時の援護内容は年金だけであった。その年金額は、しかし生活の補助をするものにすぎず、戦争障害者の生活再建には社会的援護が必要であることは、すでに大戦中から議論されていた。ここでいう社会的援護とは、彼らの身体機能を取り戻すような医療支援(治療やリハビリ)のほか、社会生活に復帰するための就業支援(職業教育や

就職斡旋)、移住支援などである。

以下においては、まず第一次世界大戦中からの国家による戦争障害者援護の法制度の変遷を確認する。そのうえで、社会的援護の中核である職業教育のあり方について、二つの世界大戦中に形成・発展されたものを比較する。

1. 世界大戦期ドイツにおける戦争障害者援護法の変遷

第一次世界大戦開始期の戦争障害者に対する国家支援は、1906年5月31日制定の軍事年金のみであった。年金は、将校や軍曹などといった軍隊内の階級に応じた基本年金額をもとに障害の度合いに応じて支給された。この軍事年金は、生存を保障する額には届かなかったため、彼らは障害の程度に応じて社会生活に復帰することを当然視された。このいわば「労働による自立」という方針は、平時における障害者への扶助を一手に引き受けていたドイツ身体障害者扶助連合 Detusche Vereinigung für Krüppelfürsorge (DVK) が示した方針、「戦争障害者は、再就職することで社会生活に復帰すべきである。なぜなら、われわれはオルゴールまわしをする戦争障害者の不名誉な姿は二度と見たくないからである」をもとにしたものである。このような民間のイニシアティブのもと、国家その他の公的支援の政策も方向づけられた。実際に社会生活に復帰するのに必要な治療やリハビリ、職業訓練や就職斡旋などの就業支援、また移住支援などは、おもに各自治体が個別に行なった。

国家目的のために動員された150万人以上の戦争障害者を含め400万を超えた戦争犠牲者への援護は、1919年2月8日の法令第1条に基づいて、「各ラント、自治体および民間団体の協力のもと、国が引き受けるもの」とされた。これを受けて1920年5月12日に制定された全国援護法 RVG は、救貧とは異なり、支援受給の権利を認めた福祉原則に基づく公的支援を定めた点で画期的であった。さらに軍事年金の査定方法も大幅に変更され、軍隊内の階級に関係なく、再就職のための労働能力がどの程度欠けているのかに応じて規定されるようになった。

他方で1921年8月4日には、1921年1月1日以降に除隊したものに対する年金等を定めた軍事援護法 WVG が制定された。ここでは軍務中の負傷者のみを対象とするわけではないため、社会的援護とくに職業教育に関する規定はなく、年金査定も軍隊階級に応じる戦前の方針を踏襲している。

ナチ党政権が1935年3月16日に徴兵制を再導入したあと、除隊者が増加することを見込んでWVGが改正された。1938年8月26日に国防軍援護法 WFVG と改められたなかでは、軍務中の負傷がもとで除隊したものに対する年金規定が厳格化されている。それによれば、基本年金は3段階に分けられた障害手当と、軍隊内の階級に応じた手当からなり、再就職が不能と見なされた場合のみ労働不能年金 AVU が支給されることとなった。また職業教育については、「移行期支援」と名前を変えて規定されたが、1920年のRVGに比べて新しい点は、その受講費用を国が弁済するという規定である。これらから言えるのは、開戦を十分に意識した国防軍援護法では、戦争障害者への援護の中心として、労働不能度が高かったとしても、「労働による自立」方針をそのまま受け継いで、再就職をすすめることが第一に考えられていたということである。

では除隊後の再就職を前提とした職業教育はどういったものであったのか。その点について、次に具体的な事例を見ていきたい。

2. 社会への再統合—戦争障害者への職業再訓練

第一次世界大戦中にもっとも多かったのは、陸軍病院 Lazarett に併設された職業訓練コースで、これは各自治体、各軍管区が個別に設置するものであった。たとえばフランクフルト・アム・マインでは、自治体による職業訓練として、1915年以降、市の扶助局が市内の成人教育委員会と合同で市内の9つの病院に設置したりハビリと組み合わせた職業教育と、工業や商業などの職業訓練校に戦争障害者用のコースが設置されている。前者では、身体・運動機能のハビリに加えて、旋盤、簿記、タイプライターなどの技能訓練と、正書法、算術、ドイツ語、外国語、物理、化学、国家学などの基礎教育を提供し、後者では旋盤、指物師、機械工、簿記、図画などの技能のほか、失明者・聾啞者用に、製本、製靴、園芸、かご細工、ネット修繕などが習得できるようになっていた。当事者の職歴および教育歴にもよるが、いずれも3-6ヶ月程度で修了するものとされた。終戦までに延べおよそ1000人が受講したが、個々人の身体能力の差から受講が不規則になることもあった。

また民間では DVK が障害者用施設を戦争障害者にも開放したほか、数は少ないが企業によって設置されたりハビリと職業教育コースの例もある。ベルリン・オーバーシェーネヴァイデの金属加工工場がそれで、自社工場の多目的ホールを野戦病院とし、医師3名と看護婦25名を雇用して治療とハビリができるようにし、工場での実地の職業訓練を経て、工場での軽作業に再就職できるようにしている。

これらの自治体ごとの取り組みや、民間団体の施設や企業の制度は、地域によって内容も期間も大きく異なり、戦争障害者のなかで不公平感が高まっていった。1920年のRVGは職業訓練を実施する主体を自治体と規定し、職種に応じて3-6ヶ月行なわれること、再就職の斡旋は自治体の労働局の業務とすることが一律に決められ、どの地域でも再就職支援は公的機関が行なうものとされたのである。

第二次世界大戦期には、1914-1918年のそれに倣う形で、開戦当初から各自治体が訓練コースを設置している。たとえばフランクフルトでは、職業訓練学校でいくつかの戦争障害者用のコースが設置されている。どのような訓練コースを受講するかは、援護委員会（軍医・国防軍の扶助担当将校と市労働局・市扶助局・市教育委員会の各代表からなる）で前職および身体能力を考慮して判断した。職業教育は一般教育、ナチ党の労働前線 DAF 教育、専門教育からなり、前二者は参加者全員が共通で受講したうえで、専門教育コースから一つを選択するようになっていた。それぞれの内容は、一般教育には、左手での書き方、タイプライター、ドイツ語、算術、代数学が、DAF 教育には、給与手帳管理、材料・用具出納、コスト計算、党活動が用意されたほか、専門教育は、機械組立、電機技術、工芸、建築、食品・服飾、商業の6つのコースから選択できた。専門教育の例として、1939年11月に設置された商人のための再教育コースの例を見てみると、修了までの期間はおおむね4ヶ月が設定されていた。その内容は、ドイツ語の速記、タイプライター、商業算術、簿記、経営学、営業文書、産業史・社会保険概論、スペイン語であり、各科目で筆記試験と口頭試験に通ったら修了証を授与される。1943年末までに130名が受講し、122名に修了証が授与されている。

また、陸軍病院でのハビリを兼ねた再教育が、第一次世界大戦中のものをモデルとして設置されている。とくにフランクフルトの病院では、技術と商業のコースが設置され、

1942年4月から11月の8か月だけで193名が受講している。

こうした「労働による自立」をもとにした援護システムが必要とされたことは、大戦中にドイツ全体で繰り返し確認されている。1943年3月18日の帝国労働省回覧によれば、戦争障害者には、彼が重度障害者であっても、労働の喜びを感じられるような適切な職への斡旋と、それが可能となるために早期から適切な職業教育をすることが必要であるとされた。また社会のなかでも、1943年10月13日付の新聞『攻撃』にあるように、「すべての戦争障害者が、職業・経済生活で立場を確立できるようにする」ことが早急に求められた。

おわりに

ドイツにおいて、戦争障害者への支援は、年金に頼らない「労働による自立」原則に基づく生活再建が第一次世界大戦中に成立した。その原則は、1920年のRVGに受け継がれ、戦争障害者への社会的援護は公的機関（国家、自治体）の課題とされた。それは第二次世界大戦中にも踏襲されている。とくに国防軍援護法WFVG（1938年）では、労働不能なもののみ年金を支給するため、「戦争障害者＝労働者」を前提として援護法が組み立てられていることが分かる。

全体として、戦争障害者支援の方針は、社会生活への再統合（「労働による自立」）をめざすものであり、その中心にあったのは彼らへの職業訓練であった。実際に職業教育の内容を規定したのは自治体であり、多くの場合は、陸軍病院にリハビリと並行して行なうもののほか、既存の職業訓練学校に戦争障害者用のコースを設置するなどして対応していた。第二次世界大戦中には、それ以前の世界大戦中に民間主導で行なわれたシステムを手本として、国家が保障し自治体を実施する職業教育などの社会的援護が完備されたのである。

討論

本報告は、2010年10月31日開催の比較教育史学会秋季大会に向けての準備報告であった。そのため議論の手掛かりを出す方向で、まずはドイツの戦争障害者をめぐる支援のあり方を、援護法の変遷と職業教育の実際の例を紹介することを重視した。

質問はおもに3点に集約される。第一に、戦争障害者への職業教育が確立していく過程において争点はどこにあったのか、どのような立場の人びとが国家援護法の制定を推進し、どういった人びとが反対したのか、というものである。これに賛成したのは、当事者たちと彼らが結成した利益団体である。政党でいえば、第一次世界大戦後は政権与党である社会民主党や中央党が積極的に法制化を進めている。1938年の法律は、ナチ党の独裁支配下で進められたものであり、国民の士気を高めるためというのが移行期支援策定の理由であるといえる。争点としては、どこまでを救済対象とするのか、という点で議論があった。とりわけ労働不能度を診断する医師たちからは、精神障害を戦争障害に含めることへの反対の声が聞かれている。1920年の法律では、文言上は精神障害も労働不能度の診断対象になっていたが、実際の診断の場では、医師の多くは精神障害を本人の遺伝素因に帰す診断を下していた。また生得と後天的とを問わず精神障害を断種の対象と見なしたナチ党の支配が確立した1934年には、RVGの査定基準から精神障害の項目が取り外されている。1938年のWFVGでは、精神障害の項目ははじめから除外されていた。

質問の第二点目は、障害の程度を決めたのは誰か、というものである。1920年のRVGも

1938年のWFVGも、いずれも医師の診断書を年に一度提出して、労働不能度および障害手当の度合いを確認することが義務づけられていた。

第三に、中途障害をもつものにとって働くことは喜ばしいことと捉えられると予想されるが実態はどうだったか、また職業教育の内容などについて当事者の反応はどうか、という質問が出された。これはドイツ史の文脈だけでなく、広く障害者教育との関係から参加者たちの関心がもっとも高かった点である。1920年代に関して言えば、当時の人びとの発言を当事者団体の雑誌などで拾ってみると、一方で戦争障害者の自分が再就職できてよかった、職業教育を受けて新たな職に就けた、という声があるが、他方で希望する訓練を受けさせてもらえない、単純作業の職しか斡旋されない、同僚に邪険にされる、使用者ができないことを押しつけてやめさせようとする、などの不満の声も上がっていた。1940年代については、ナチ党の下部組織となった御用団体が発行する雑誌では、働くことができありがたい、といった政権に対する「感謝」しか現れず、なかなか現状への当事者の考えは析出しにくかった。

以上のような討論を受けて、改めて「教育」が「福祉」のなかでもつ意味について考えなければならない、という思いを強く抱いた。

II. 文献紹介

小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房, 1985年

土井貴子(比治山大学短期大学部)

本報告では、1985年に刊行された小川利夫『教育福祉の基本問題』(勁草書房)の紹介をおこなった。本書は3つのパートから構成されている。I部「教育福祉の探求」では、1950年代後半から70年代までの筆者自身による教育福祉問題へのアプローチの歩みと、教育福祉問題の思想、歴史、構造がまとめられている。II部「教育福祉の現状と課題」は、経済発展による生活の変化を背景とした「現代の貧困」と教育の荒廃の問題についての視点と課題を提示した第1章「教育の荒廃と国民生活」、青年とくに養護施設児童の進路を中心的にあつかった第2章「教育の機会均等と青年の進路問題」、戦前の社会事業理論における社会教育観の系譜をたどり、社会児童における社会教育の位置づけを考察した第3章「歴史的課題としての社会教育論」からなる。III部「教育福祉論の構想」では教育福祉論を構築するに必要不可欠な理論的諸課題についての検討がなされている。本報告では、第I部の1章と3章、第III部の第2章を中心にあつかった。

まずは筆者の問題関心と立ち位置についてまとめる。「福祉なくして教育はなく、教育のない福祉はない」、第1章の冒頭の文章である。これは筆者の立場をよくしめしている。こうした教育と福祉の関連を問題とした背景には、「実際には福祉の名において子どもの学習と教育への権利は軽視ないし無視され、教育の名において子どもの福祉は忘れ去られている」という現状認識にあつた。

こうした現状認識は、筆者が1955年から73年まで日本社会事業(短期)大学に在職し、共同研究として夜間中学生の実態調査、貧困児童や漁村の生活実態調査、養護施設児童の高校進学状況調査などの実態調査研究を手がけ、「社会政策・社会事業における「(社会)教

育的」問題の歴史的かつ実践的把握」につとめたところによる。「教育と福祉の関連をめぐる問題を、歴史的かつ実践的な現実の課題として捉える」、これが筆者の研究の立場である。

よって「教育福祉」問題は次のように定義される。「社会福祉事業とくに児童福祉サービス事業のなかに、今日なお多分に無意識のままに包摂され、未分化のままに埋没ないし放置されている児童の学習・教育権保障上の諸問題」と。

次に教育と福祉との関連からみた問題の整理について報告した。筆者は、教育福祉を研究し始めた時に社会福祉と教育とくに社会教育との関連から問題の整理をおこない、大きく3つに分けている。第一に、児童保護をめぐる問題、教育における国民的最低限保障をめぐる問題、第二にセツルメントをめぐる問題、第三にコミュニティー・オーガニゼーションをめぐる問題である。小川は、第一の教育における国民的最低限保障をめぐる問題を調査研究を通して追究した。

教育と福祉の関連をめぐる問題の前提となる児童の生存・生活権の保障の問題は本書の以前にももちろん議論されてきたことであるが、小川はそれが「学校教育主義的な問題」に矮小化されてきたと指摘する。つまり、学校教育や家庭教育さらには社会教育からさえも一般的に疎外されているいわゆる恵まれない子どもや青年たちを取り巻く問題、具体的には貧困児童や施設児童などの要保護児童の諸問題など学校外における子どもの学習権保障の問題は軽視ないし無視されてきた。そこで小川は、「子どもの権利を守るとは、学校の内と外とを問わず、子どもの生活現実を直視し、子どもと親の具体的な諸要求をリアルにうけとめ、その実現を保障していくこと」とする。こうした立場からみた現状の問題点は、①教育と福祉の諸実践における実践(者)間の相互のズレ、法における児童の教育と福祉の権利の統一的解釈の問題、幼保一元化運動など児童問題に対する諸行政の問題に整理される。

次に教育と福祉の関連について報告した。小川は、教育福祉問題を「教育と福祉の「谷間」」という。この「谷間」の基本的なとらえ方として4つの考え方を示している。第一に、教育と福祉の分離論である。これは「教育は教育、福祉は福祉」とし、両者の関連は問題とされない。また、教育は学校教育に、福祉は要保護児童対策に限定される。そのため、行政的分離論ともされる。第二に、教育と福祉の両輪論である。これは、「教育と福祉は車の車輪の如くあるべきもの」という考え方である。教育と福祉をつなぐ車の心棒をどのようにとらえるかについて多様なとらえ方が可能である点が課題として指摘される。

第三に、教育と福祉の不離一体論・表裏一体論である。これは、教育と福祉を「ひとつのもの」としてとらえる考え方である。小川によれば、この立場は実践的な立場から主張されており注目に値するが、その意味内容は多様である。「教育と福祉の問題を無原則的に“ひとつのもの”としてとらえる安易な立論」から「児童の教育権と生活権との統一的な保障を主張し、当面する教育福祉的現実を制度的とりわけ実践的に変革する必要がある」とする立場」までが含まれる。そこで小川は、後者を構造的な一元化論とし、「教育も福祉も」の見地から既成の教育ないし福祉の概念を問い直し、「教育と福祉」観を再構成する考え方と説明する。その際、「恵まれない児童」の現実を直視することと、彼らの「権利内容の主要な構成要素に着目しながら、それらを概念化し、構造化して歴史的に理解していく」ことをその基本とする。この立場では、児童の権利内容としての教育と福祉は、①哺乳、保護、「育成」および食物への権利、②安全と愛情に対する権利、③理解されたいという情緒

的であると同時に知的な要求、そして④成長の要求、外界発見の要求、自己主張の要求から子どもが教育と指導を受ける権利と整理される。

小川は、構造的・一元論の立場から「教育と福祉」問題を次のように構造化している。まずは内容的側面からその課題を3つに整理する。1つは貧困である。2つ目は、解放である。女性差別、部落差別、民族的差別といった課題であり、人間の人格的な解放の問題である。歴史的にみれば、「身分、経済、人種の不平等や差別の克服」といった貧困や解放の問題から障害児の発達保障問題といった「生まれながらの能力のちがいがからくる差別の克服」へとその問題は広がりを見せた。発達が3つ目の課題である。

問題克服のプロセスから3つの次元に問題を構造化して捉えている。次元は今まで、政策的ないし運動的な次元の問題としてとらえられがちであった。そのほかに、社会・家族の次元として「問題としての児童の家庭・社会的環境についての客観的分析、とりわけその階層・階級的分析」の重要性を指摘している。もう一つは行政・活動の次元である。「行政的通達や諸措置に対する実践的批判検討や実践過程そのものにおける子どもの発達や学習に関する諸問題」がその内容とされている。

次に教育権論としての教育福祉論について簡単にまとめる。小川は、教育権論は「教育を受ける権利の今日の問題」に対して実践的指針となるような理論であるため、教育福祉問題が当然にそこに含まれると考える。そこで宮原誠一、勝田守一、宗像誠也の教育理論、戦後教育本質論の展開をまとめたうえで、五十嵐頭の論を取り上げている。彼の問題提起に着目することで教育権論における今日の課題としての「教育福祉」問題の位置づけを検討している。教育をめぐる今日の問題状況から「学校から“はみだした子ども、青年たち”」が国民的な関心事になっているが、彼らは福祉行政の対象者であっても教育行政の対象としては正当に位置づけられていない。小川はこれこそが問題であり、教育権論の弱点であるという。それは、教育そのものの教育基本法的概念が必ずしも十全には理論化されていないこと、また教育権論は児童の福祉と教育の関連を部分的、分散的にしか問題としてこなかったことによる。

最後に、高橋正教「教育福祉研究—これからの捉え方と課題—」（小川利夫・高橋正教編著『教育福祉論入門』光生館）よりこれまでに展開されてきている教育福祉論の整理を紹介した。高橋によれば、教育福祉論は3つに整理される。第一に、社会効用論的教育福祉論である。この代表的論者は市川昭午である。この論では、「広義の教育サービスに含まれる社会福祉的サービス」であり「教育の社会福祉」と、「経済福祉」とする「教育がもたらす経済福祉的な帰結」、そして「総福祉」と呼ぶ「教育およびその結果が有する相対的福祉機能」を教育福祉の内容ととらえている。

第二に、学校福祉＝学校社会事業としての教育福祉論がある。この論は、教育は学校教育に、福祉は「学校教育を正常に受けさせるための児童生徒およびその親に対する指導助言、条件整備に関すること」に限定される。主としてアメリカやイギリスで展開されてきたこの教育福祉論の特徴は、日本では生徒指導や進路指導の問題、就学の教育条件整備の問題として位置づけられる点にある。

第三に、学習権保障論としての教育福祉論がある。これが小川によって展開されてきたものである。「恵まれない子どもたちの教育権保障の問題」を教育福祉問題と設定し、児童福祉の対象となる子どもたちの教育権の問題に限定して教育福祉論を展開して」いる点

が特徴的である。この論は、「これまで光の当たってこなかった子どもたちの教育権保障の問題に光を当てることによって、教育権保障をすべての国民・子どもたちの人権にふさわしい内実を持つものへと、教育の現実そのものを変革することを提起するもの」と意義づけられている。

今回の報告では、小川による教育福祉問題探求の基本的スタンス、「教育と福祉の関連」のとらえ方や教育福祉問題の構造、中心적으로取り扱った教育福祉問題の内容や範囲といった小川らによる教育福祉論の到達点について確認がなされた。